

土庄町子ども・子育て 支援事業計画

第3期



令和8年3月
土庄町



目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の背景	-3-
第2節	計画策定の目的	-3-
第3節	計画策定の位置づけ	-4-
第4節	計画の期間	-4-
第5節	計画の策定体制	-5-

第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題

第1節	人口や世帯などの現状	-9-
第2節	アンケート調査の結果	-16-

第3章 計画の基本的な考え方

第1節	計画の基本理念	-25-
第2節	計画の基本目標	-26-
第3節	計画の体系図	-27-

第4章 分野別施策の展開

第1節	子育て環境と支援体制の充実	-31-
第2節	親と子どもの健康と成長への支援	-34-
第3節	心と体をはぐくむ教育環境の充実	-36-
第4節	安心して子育てができる環境づくり	-39-
第5節	子育てに関するきめ細かな取組みの推進	-41-



第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策

第1節	教育・保育提供区域と子育て支援サービスの状況	-45-
	(1)教育・保育提供区域の設定	
	(2)教育・保育施設と子育て支援サービスの状況	
	(3)量の見込みと確保策の考え方	
第2節	就学前の教育・保育の量の見込みと確保策	-51-
	(1)量の見込み	
	(2)確保方策	
第3節	幼児期の学校教育・保育の一体的提供および 当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保	-52-
第4節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	-53-
	(1)利用者支援事業	
	(2)地域子育て支援拠点事業	
	(3)妊婦健康診査	
	(4)乳児家庭全戸訪問事業	
	(5)養育支援訪問事業	
	(6)子育て短期支援事業	
	(7)ファミリー・サポート・センター事業	
	(8)一時預かり事業	
	(9)延長保育事業	
	(10)病児・病後児保育事業	
	(11)放課後児童健全育成事業	
	(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
	(14)妊婦等包括相談支援事業	
	(15)産後ケア事業	
	(16)子育て世帯訪問支援事業	
	(17)児童育成支援拠点事業	
	(18)親子関係形成支援事業	
	(19)乳児等通園支援事業	

第6章 計画の推進

第1節	計画の推進にあたっての役割分担と連携	-63-
第2節	計画の進行管理	

第1章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

国内では少子高齢化が急速に進行しており、人口動態調査において、令和5年の出生数は72万7,277人、合計特殊出生率は1.20と昭和22年以降最低の結果となっています。

このような背景には、非正規雇用の増加や共働き家庭の増加、結婚・妊娠に対する意識の多様化などの社会的要因があると考えられており、子育て世帯を取り巻く環境では、仕事と家庭の両立や慣れない育児への不安、身近な遊び場の減少や地域のサポート機能の低下など、安心して子どもを産み育てることに逆風となるような変化が生じています。

これらの問題に対応するため、子どもを産みたい人が安心して子どもを産み、希望を持って子育てをすることができ、そして子育てを通して充実感を得られる社会を目指し、行政や民間事業者も含めた社会全体が子どもを産み育てる人々を支援できる体制を整備していくことが求められています。

第2節 計画策定の目的

平成27年4月から始まった「子ども・子育て支援新制度」は、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」（以下、「子ども・子育て関連3法」とします。）に基づき、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものです。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、少子化の背景にある経済的な不安定さ、子どもの安全や孤独といった問題の解決に向け、幅広い子ども政策に関する基本的な方針を定めた「こども大綱」が示されています。

さらに、「こども未来戦略方針」（令和5年12月）において示された「こども・子育て支援加速化プラン」では、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」ことを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

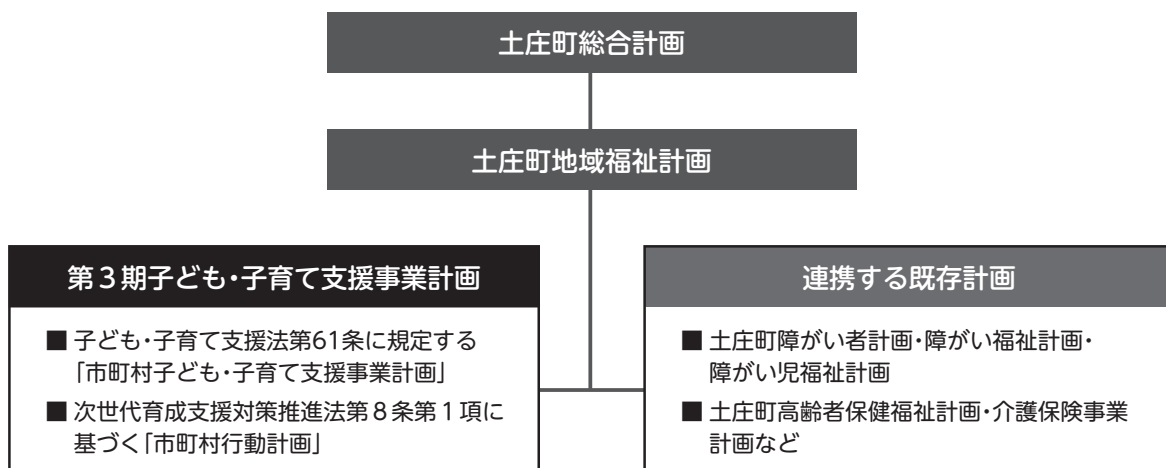
こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、地域の現状に適した施策の推進・展開が求められています。

第3節 計画策定の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」および次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」について、計画期間がともに5年間であること、また計画内容に重複する部分があることから、一体的なものとして策定します。また、内閣府が示す「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策を定めます。

本町では、平成27年3月に「土庄町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期土庄町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の推進を図ってきました。今回、令和6年度が「第2期計画」の最終年度となるため、令和7年度以降の子育てに関連する事業の方向性を定める「第3期土庄町子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」とします。）」を策定します。

なお、本町の最上位計画である「土庄町総合計画」に即するとともに、その他関連計画との整合性を図り策定するものです。



第4節 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とし、国・県の子育て施策や事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の点検・見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
			土庄町総合計画 第7期計画									
土庄町子ども・子育て支援事業計画 第2期計画					土庄町子ども・子育て支援事業計画 第3期計画(本計画)							



第5節 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズなどを把握し、策定の基礎資料とするため、就学前児童・小学生の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。調査は町内の小学校6年生以下の子どもがいる全ての保護者を対象とし、就学前児童、小学生の各世帯において該当の子どもが複数いる場合、1世帯1票（就学前児童、小学生それぞれ3人まで記入可能）となるように調査を実施しました。

■令和6年4月実施

対 象	児童数	配布数(※)	回収数	回収率
就学前児童	356人	279票	233票(303人分)	83.5%
小 学 生	476人	352票	320票(435人分)	90.9%

(※)調査票は、就学前児童と小学生のそれぞれ世帯配布としています。

(2) 土庄町子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、子育て関係機関、子育て当事者などで組織する「土庄町子ども・子育て会議」において、審議を行いました。

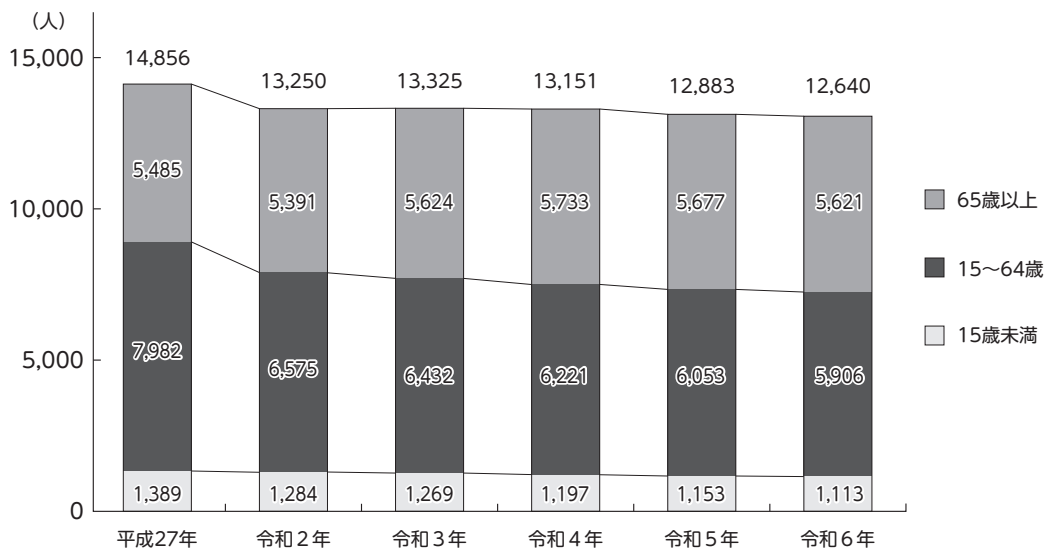
第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題

第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題

第1節 人口や世帯などの現状

(1) 総人口および年齢3区分人口の推移

令和6年4月1日の総人口は12,640人となっています。令和2年からは約600人、平成27年からは約2,200人減少しています。年齢3区分別では、65歳以上人口の割合は増加、15～64歳人口および15歳未満人口の割合は減少しており、少子高齢化が進行している状況です。



区分	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	14,856	13,250	13,325	13,151	12,883	12,640
0～14歳	1,389	1,284	1,269	1,197	1,153	1,113
割合	9.4%	9.7%	9.5%	9.1%	8.9%	8.8%
15～64歳	7,982	6,575	6,432	6,221	6,053	5,906
割合	53.7%	49.6%	48.3%	47.3%	47.0%	46.7%
65歳以上	5,485	5,391	5,624	5,733	5,677	5,621
割合	36.9%	40.7%	42.2%	43.6%	44.1%	44.5%

資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 子ども人口の推移

0～11歳の子どもの人口は減少が続いており、令和2年に1,002人（就学前児童484人、小学生518人）、令和6年には836人（就学前児童356人、小学生480人）と166人の減少となっています。

■0～11歳人口の推移

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	78	79	49	47	46
1・2歳	161	159	132	109	101
3～5歳	245	248	242	233	209
就学前 計	484	486	423	389	356
6～8歳(低学年)	246	235	233	243	241
9～11歳(高学年)	272	270	258	248	239
小学生 計	518	505	491	491	480
0～11歳 計	1,002	991	914	880	836

資料：住民基本台帳(各年4月1日)

(3) 人口動態

自然動態は死亡が出生を上回る自然減、社会動態は転出が転入を上回る社会減が続いており、令和元年から令和5年までの平均で1年あたり約240人減少しています。

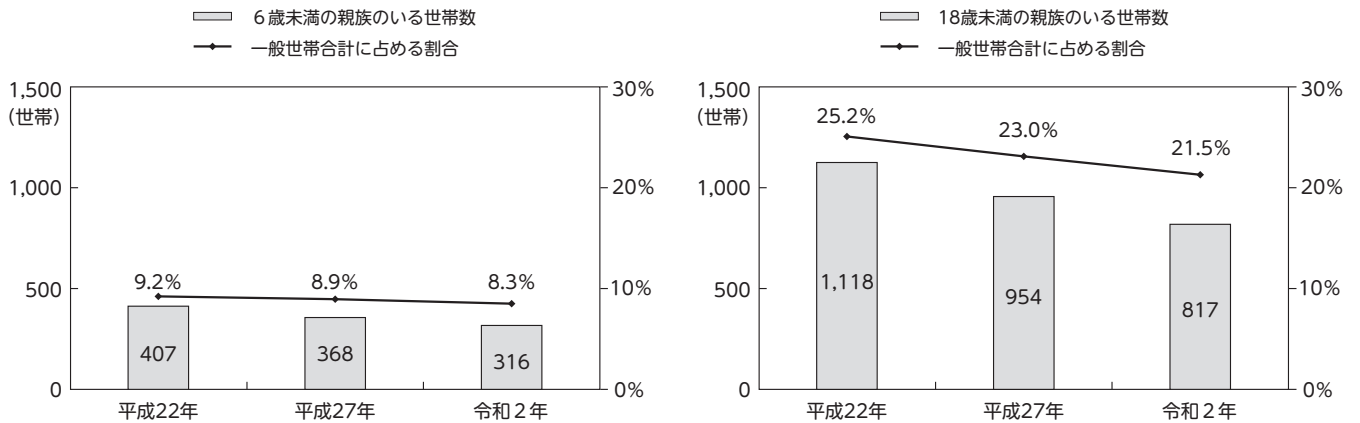
■人口動態

	人 口						人口増減
	自然動態			社会動態			
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成27年	82	250	-168	415	505	-90	-258
平成28年	92	217	-125	414	469	-55	-180
平成29年	85	244	-159	395	496	-101	-260
平成30年	71	257	-186	388	455	-67	-253
令和元年	78	206	-128	377	472	-95	-223
令和2年	60	221	-161	371	432	-61	-222
令和3年	45	241	-196	348	395	-47	-243
令和4年	48	260	-212	346	399	-53	-265
令和5年	51	283	-232	373	402	-29	-261

資料：人口移動調査報告(各年1月～12月)

(4) 世帯数および世帯割合の推移

令和2年の国勢調査によると、本町の親族のいる一般世帯に占める子どものいる世帯の割合は、最年少が6歳未満の世帯で8.3%、18歳未満の世帯で21.5%となっており、平成27年からの推移をみると、本町の子どものいる世帯数は減少しており、その一般世帯に占める割合も低下が続いています。



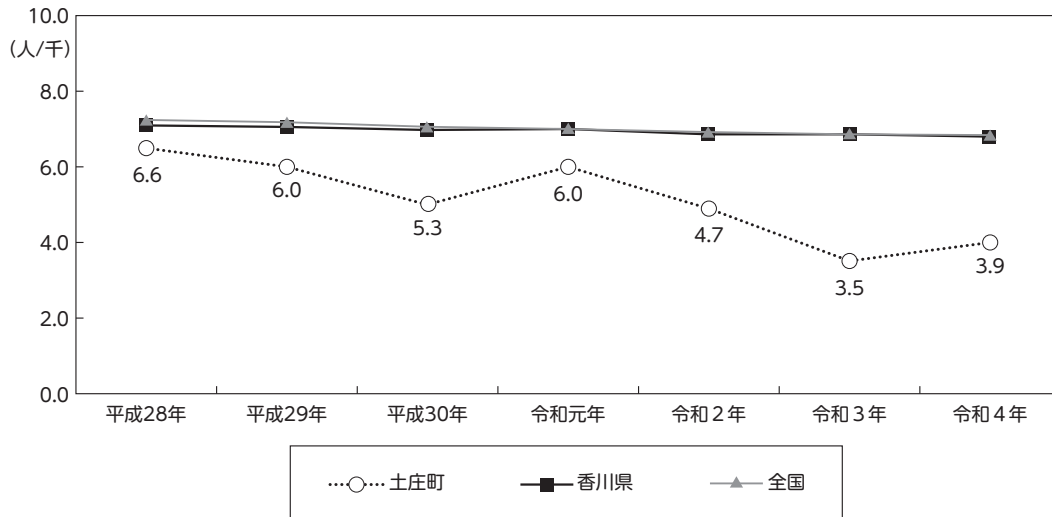
■世帯構成割合の推移

区分	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数(親族世帯)(A)	4,429	4,154	3,799
6歳未満の子どものいる世帯(B)	407	368	316
B/A(%)	9.2	8.9	8.3
核家族世帯(a)	308	299	269
a/B(%)	75.7	81.3	85.1
ひとり親世帯(c)	15	18	13
c/B(%)	3.7	4.9	4.1
その他家族世帯(b)	99	69	47
b/B(%)	20.6	18.8	14.8
18歳未満の子どものいる世帯(C)	1,118	954	817
C/A(%)	25.2	23.0	21.5
核家族世帯(d)	848	742	669
d/C(%)	75.8	77.8	81.8
ひとり親世帯(f)	104	99	81
f/C(%)	9.3	10.4	9.9
その他家族世帯(e)	270	212	148
e/C(%)	24.2	22.2	18.1

資料：国勢調査(10月1日)

(5) 出生数・出生率の推移

本町の出生数は減少傾向であり、平成28年から令和元年まで70～90人台で推移しておりましたが、令和2年以降、一気に減少が進行しました。また、人口1,000人あたりの出生数である出生率についても、令和2年以降は3～4人台と大幅に減少し、香川県・全国値を大きく下回っている状況です。



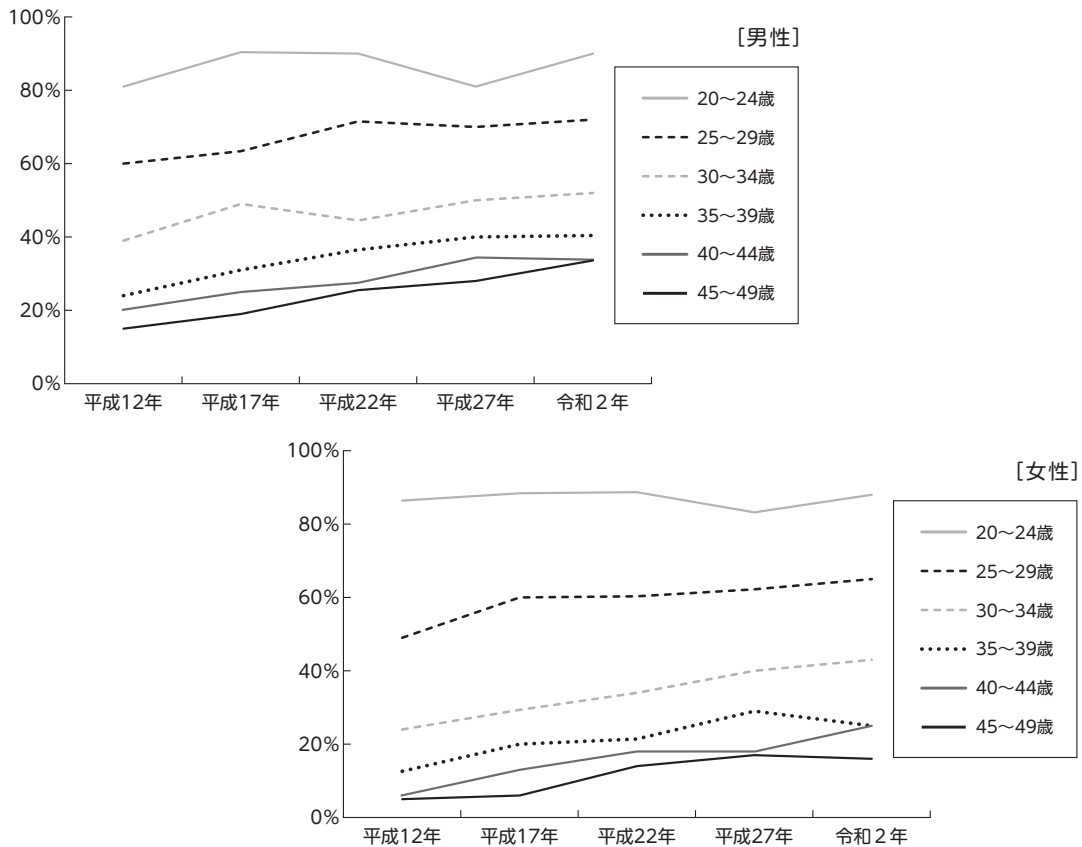
■出生数・出生率の推移

区分		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数	土庄町	91	82	71	78	61	44	48
	出生率 (人/千)	6.6	6.0	5.3	6.0	4.7	3.5	3.9
	香川県	7.7	7.6	7.2	7.0	6.6	6.7	6.2
	全国	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

資料:香川の保健統計指標(人口動態統計:各年1月～12月)

(6) 未婚率の推移

国勢調査によると、本町における未婚率は、緩やかに上昇を続けています。令和2年の結果では、男女とも全体的に未婚率は上昇しており、男女とも30～34歳の働き世代の非婚化が特に進んでいる状況です。



■未婚率の推移

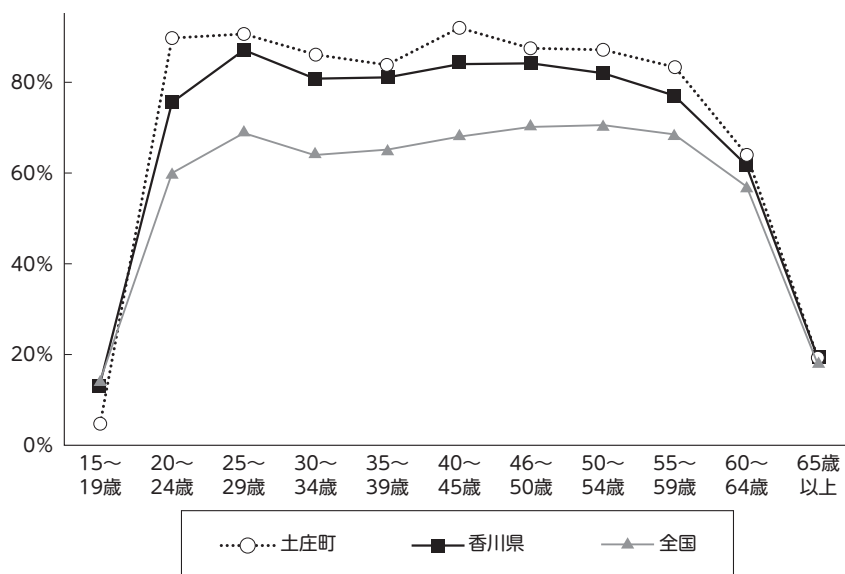
区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男性	20～24歳	88.1%	93.4%	91.1%	88.8%	95.0%
	25～29歳	62.4%	67.8%	74.6%	72.8%	74.6%
	30～34歳	38.7%	48.7%	45.6%	50.2%	54.7%
	35～39歳	28.0%	32.8%	37.5%	39.2%	40.7%
	40～44歳	20.9%	25.4%	28.7%	34.8%	33.9%
	45～49歳	15.4%	19.3%	24.1%	27.0%	33.1%
女性	20～24歳	86.5%	87.3%	87.2%	83.0%	88.8%
	25～29歳	49.8%	59.5%	58.8%	61.0%	62.9%
	30～34歳	23.8%	28.8%	33.8%	39.5%	43.6%
	35～39歳	12.7%	19.8%	20.4%	28.9%	24.8%
	40～44歳	5.9%	13.2%	18.1%	18.1%	24.5%
	45～49歳	5.0%	6.6%	14.0%	17.1%	16.0%

資料：国勢調査(10月1日)

(7) 女性の年齢別就業率の推移

国勢調査によると、本町における令和2年の女性の年齢別就業率は、20～34歳の年齢層で8～9割、35～54歳の年齢層で8割を超え、香川県・全国の水準を上回る結果となっています。ただし、30～39歳の年齢層が低下していることから、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ち着いたところに再び上昇するというM字型カーブの傾向は解消されていないと考えられます。

■女性の就業率（令和2年）



区分	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～45歳	46～50歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
土庄町	4.9%	89.5%	90.4%	86.2%	83.8%	92.3%	87.2%	86.8%	83.5%	64.3%	19.6%
香川県	13.2%	76.1%	86.8%	80.9%	81.1%	83.6%	84.5%	82.3%	76.9%	62.0%	19.9%
全国	14.2%	59.7%	68.9%	64.5%	64.9%	68.5%	70.6%	70.2%	68.0%	57.3%	18.1%

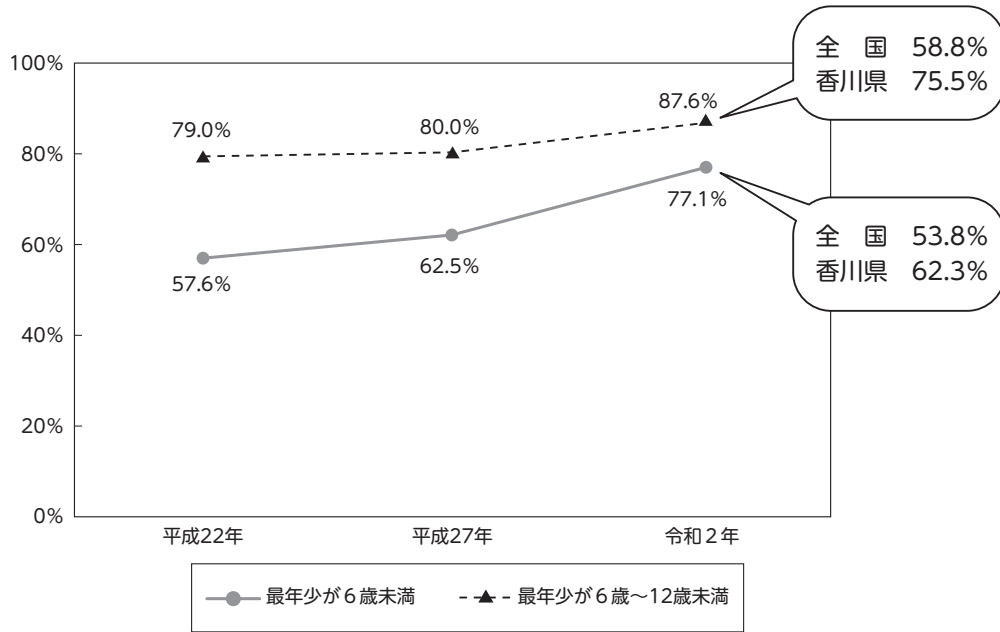
資料：国勢調査(10月1日)

(8) 共働きの動向

国勢調査によると、令和2年の子どもがいる家庭における共働き家庭の割合は、最年少の子どもが6歳未満の家庭で77.1%、最年少の子どもが6～12歳未満の家庭で87.6%となっており、香川県・全国値を上回る結果となっています。また、平成27年と比較しても上昇しています。

子どものいる世帯数は減少していますが、その中で共働き家庭の割合は高くなっています。

■共働き家庭の動向



区分	平成22年	平成27年	令和2年
最年少が6歳未満	57.6%	62.5%	77.1%
最年少が6歳～12歳未満	79.0%	80.0%	87.6%

資料:国勢調査(10月1日)

※ 最年少が6歳未満 全国53.8% 香川県62.3%

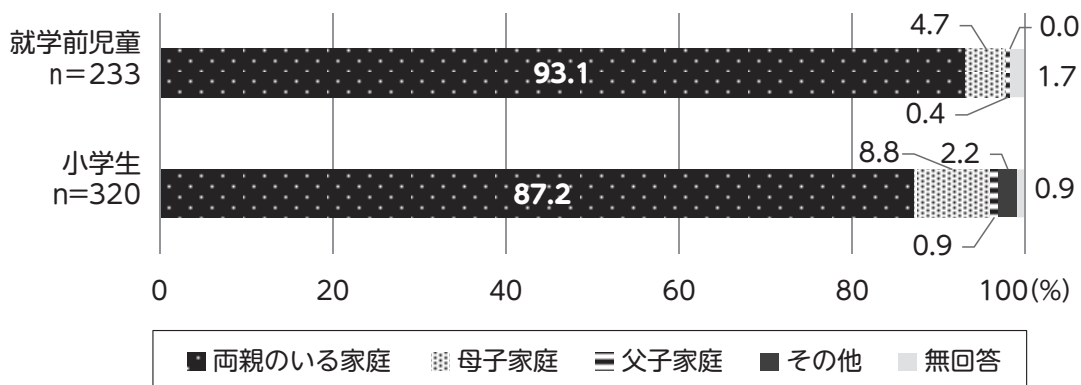
※ 最年少が6歳～12歳未満 全国58.8% 香川県75.5%

第2節 アンケート調査の結果

(1) 子どもを取り巻く家族の状況について

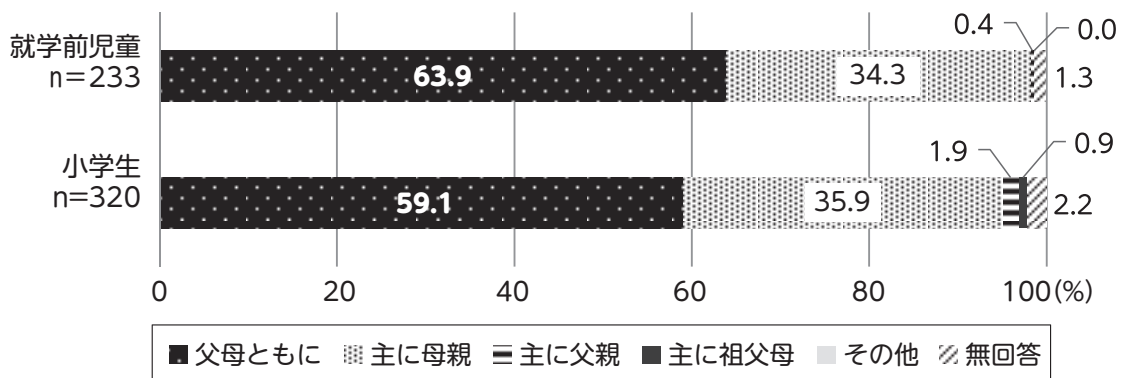
■家族の状況

就学前児童保護者では、両親ともにいる家庭が93.1%、ひとり親家庭（母子家庭と父子家庭の合計）は5.1%となっています。小学生保護者では、両親ともにいる家庭が87.2%、ひとり親家庭（母子家庭と父子家庭の合計）は9.7%となっています。就学前児童保護者より、小学生保護者の方がひとり親家庭の割合が高くなっています。



■子育て・教育を主にしている方

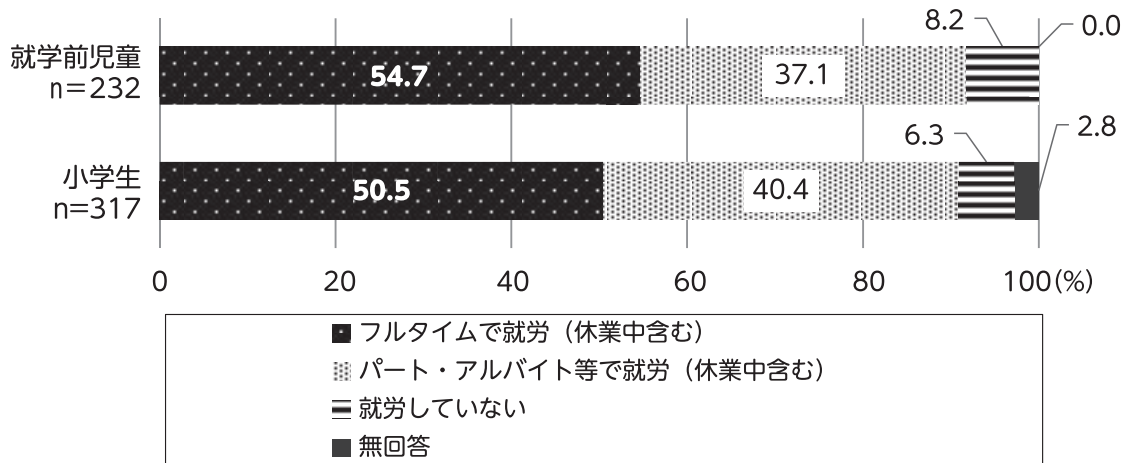
就学前児童保護者では、「父母ともに」が63.9%、「主に母親」が34.3%、小学生保護者では、「父母ともに」が59.1%、「主に母親」が35.9%となっており、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「父母ともに」と回答した方の割合が最も高くなっています。



(2) 保護者の就労状況について

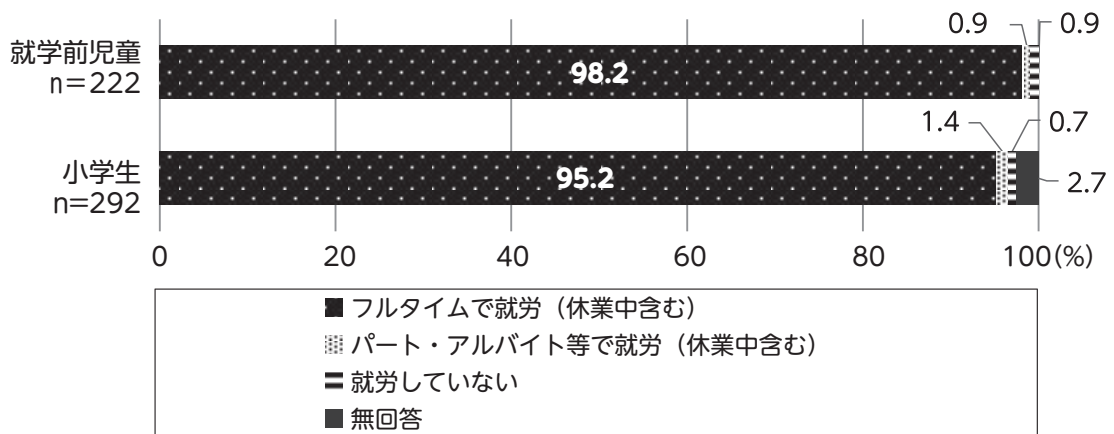
■母親の就労状況

休業中の方も含めると、就学前児童保護者・小学生保護者ともに約5割がフルタイムでの就労、約4割がパート・アルバイトなどでの就労をしており、あわせると約9割の方が就労している状況です。



■父親の就労状況

休業中の方も含めると、就学前児童保護者・小学生保護者ともに9割以上がフルタイムで就労している状況です。



■現在の家庭類型

ニーズ量の見込みの算出にあたって、国の示す手引きでは、子どもの父母の有無、父母の現在の就労状況などを類型化した「家庭類型」を定めることを示しており、その結果は次のとおりです。

なお、国の示す手引きでは、小学生は対象としていませんが、就学前児童と同様の手順で算出しています。

区 分	就学前児童		小学生	
	人 数	割合(%)	人 数	割合(%)
タイプA(ひとり親家庭)	13	4.3	36	8.3
タイプB(フルタイム×フルタイム)	158	52.1	191	43.9
タイプC(フルタイム×パートタイム)	105	34.7	159	36.6
タイプD(専業主婦(夫)家庭)	27	8.9	33	7.6
タイプE(パートタイム×パートタイム) ¹	0	0.0	5	1.1
タイプF(無業×無業)	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	11	2.5
回答者数	303	100.0	435	100.0

■潜在的な家庭類型

国の示す手引きでは、潜在的な家庭類型ごとに、就学前の教育・保育や子ども・子育て支援事業のニーズ量を求めるよう示しています。潜在的な家庭類型とは、現在パートタイムの方の「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、現在就労していない方の「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が実現した場合を踏まえた分類となり、その結果は次のとおりです。

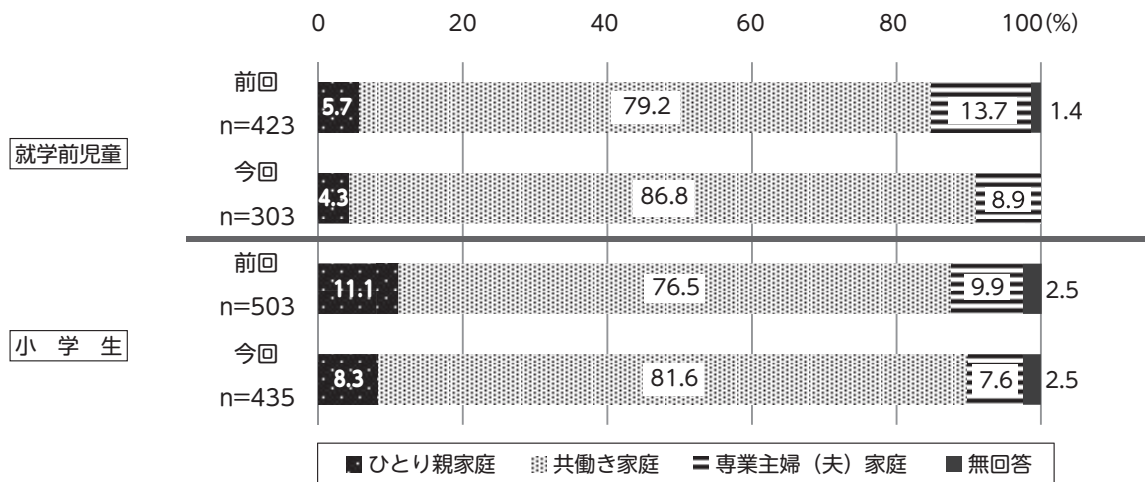
区 分	就学前児童		小学生	
	人 数	割合(%)	人 数	割合(%)
タイプA(ひとり親家庭)	13	4.3	36	8.3
タイプB(フルタイム×フルタイム)	173	57.1	209	48.1
タイプC(フルタイム×パートタイム)	97	32.0	154	35.4
タイプD(専業主婦(夫)家庭)	20	6.6	20	4.6
タイプE(パートタイム×パートタイム)	0	0.0	5	1.1
タイプF(無業×無業)	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	11	2.5
回答者数	303	100.0	435	100.0

現状では、「ひとり親家庭」が就学前児童保護者では4.3%、小学生保護者では8.3%、「共働き家庭(タイプB・C・E)」が就学前児童保護者では86.8%、小学生保護者では81.6%、専業主婦(夫)家庭が就学前児童保護者では8.9%、小学生保護者では7.6%となっています。

また、潜在的な家庭類型では、「共働き家庭(タイプB・C・E)」が就学前児童保護者では89.1%、小学生保護者では84.6%、専業主婦(夫)家庭が就学前児童保護者では6.6%、小学生保護者では4.6%となっています。

■家庭類型／令和元年度調査との比較

平成 30 年度に実施した前回調査結果と比べると、就学前児童保護者・小学生保護者ともに専業主婦（夫）家庭の割合が低下し、共働き家庭の割合が上昇しています。



(3) 就学前の教育・保育事業の利用希望について

■平日の定期的な教育・保育事業は希望どおりか／就学前児童保護者のみ

希望どおりに利用が「できていない」と回答したのは全体の 7.1%です。年齢別にみると、0歳児では 18.2%、1歳児では 6.3%、2歳児では 4.8%、3～5歳児では 4.9%となっています。具体的には、「現在は事業未利用で将来的に利用したい」、「町内のこども園を利用しており時間延長を希望している」という結果でした。

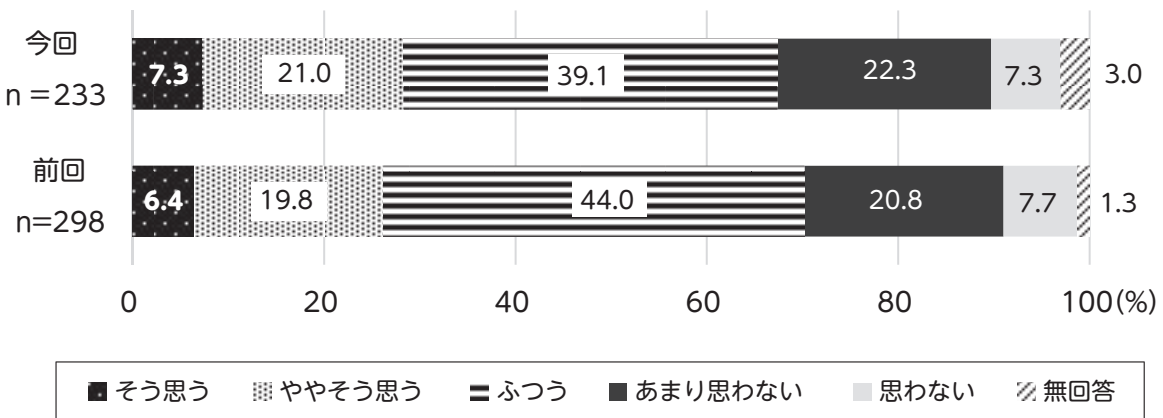
回答者数		0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	全体
		33	32	42	184	295
できている	人数	19	26	38	171	256
	割合 (%)	57.6	81.3	90.4	92.9	86.8
できていない	人数	6	2	2	9	21
	割合 (%)	18.2	6.2	4.8	4.9	7.1
無回答	人数	8	4	2	4	18
	割合 (%)	24.2	12.5	4.8	2.2	6.1

(4) 子育て環境について

■子育て環境や支援の満足度／就学前児童保護者

「土庄町は子育てがしやすいまちだと思いますか」という設問に対して、就学前児童保護者は「そう思う」が7.3%、「ややそう思う」が21.0%で、28.3%の方が肯定的な評価をしている一方、「思わない」が7.3%、「あまり思わない」が22.3%で、29.6%の方が否定的な評価をしています。

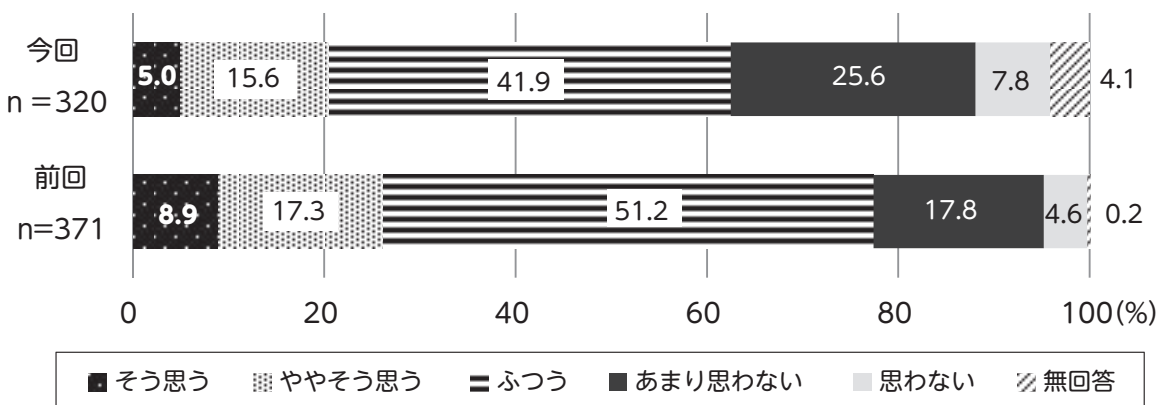
平成30年度に実施した前回調査結果と比べると、「ふつう」の割合がやや低下しているものの、肯定的な評価および否定的な評価をしている割合に大きな変化はありません。



■子育て環境や支援の満足度／小学生保護者

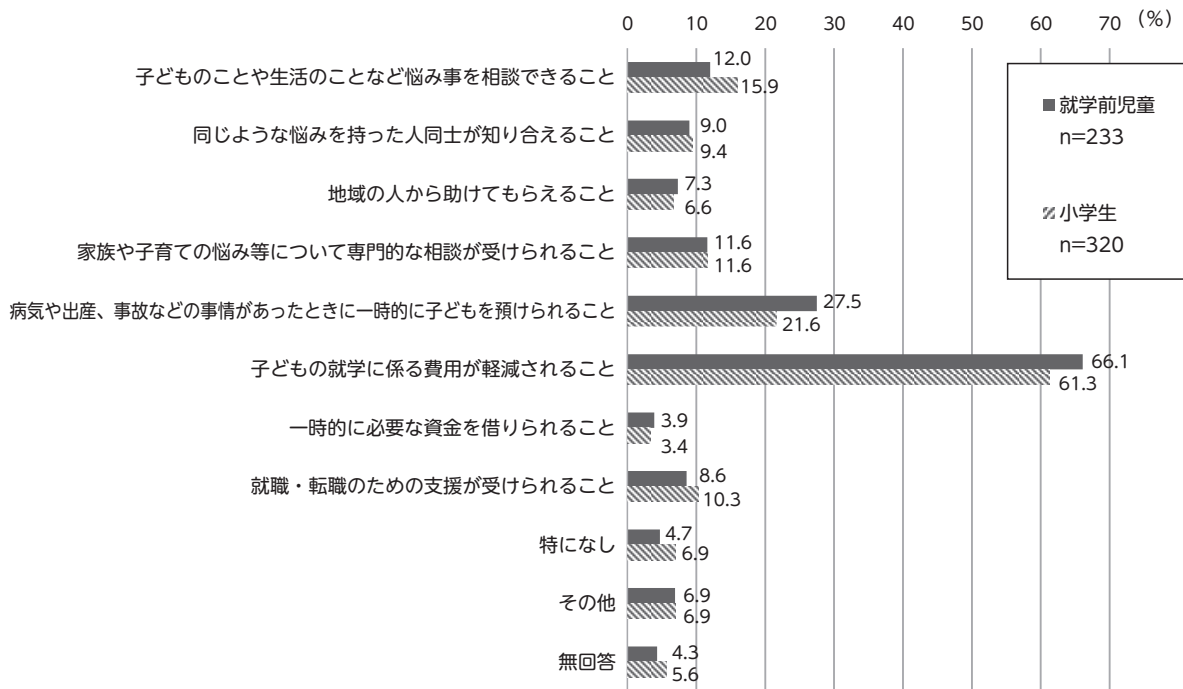
小学生保護者は、「そう思う」が5.0%、「ややそう思う」が15.6%で、20.6%の方が肯定的な評価をしている一方、「思わない」が7.8%、「あまり思わない」が25.6%で、33.4%の方が否定的な評価をしています。

平成30年度に実施した前回調査結果と比べると、肯定的な評価および「ふつう」の割合が低下し、否定的な評価をしている割合が高くなっています。



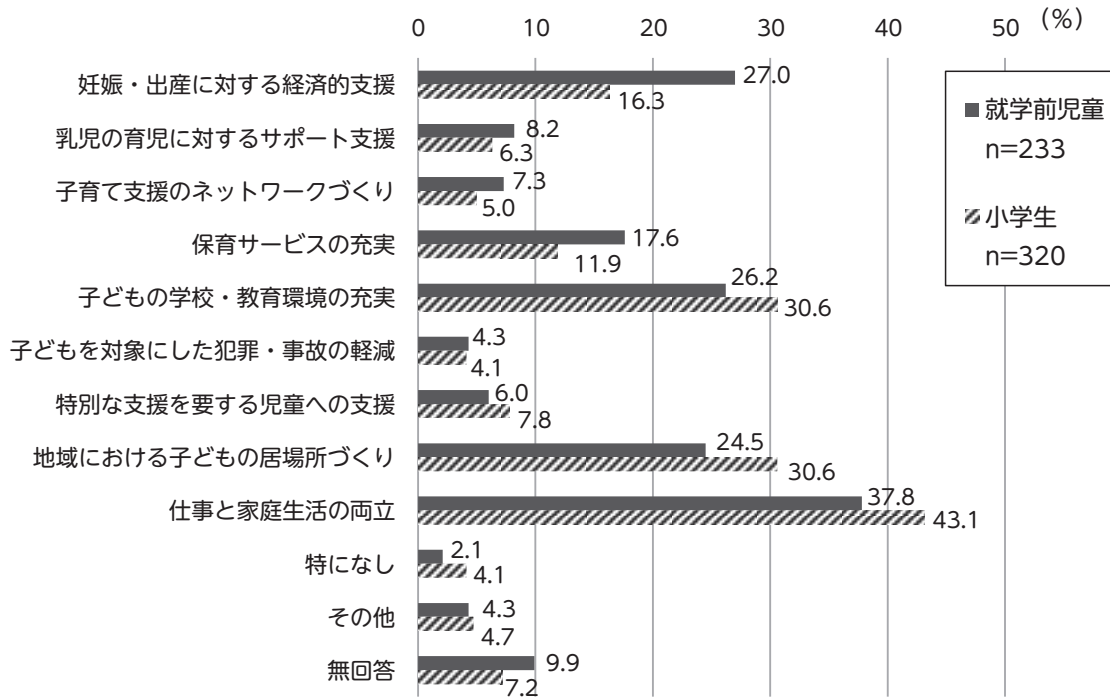
■必要としていること・重要だと思う支援

就学前児童保護者・小学生保護者ともに「子どもの就学に係る費用が軽減されること」の割合が最も高く、6割以上の方から回答がありました。また、次いで高い項目として、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」、「子どものことや生活のことなど悩み事を相談できること」となっています。



■子育てをする中で有効だと感じる支援・対策

就学前児童保護者・小学生保護者ともに「仕事と家庭生活の両立」の割合が最も高く、4割前後の回答がありました。また、次いで高い項目として、就学前児童保護者では「妊娠・出産に対する経済的支援」、「子どもの学校・教育環境の充実」、「地域における子どもの居場所づくり」が2割以上の回答があり、小学生保護者では「地域における子どもの居場所づくり」、「子どもの学校・教育環境の充実」が約3割の回答がありました。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

すべての子どものよろこびを ともに守りはぐくむまち

すべての子どもの

「すべての子ども」を対象とする
ことは、児童福祉法や子ども・子
育て支援法などの制度に示され
ており、まちで生活するすべての
子どもと子育て世代に寄り添う
ことが必要であると考えます。

よろこびを

子どもの最善の利益は、こども基
本法、子どもの権利条約などの法
律や条約に関連しており、「よろ
こび」は、子どもたちが笑顔にな
る嬉しい、楽しいといった心の状
態を表しています。

ともに

子育て支援事業の実施には、福
祉・医療・教育など様々な関係機
関の連携が重要であり、「ともに」
は、つながりや協同といった言葉
を表しています。

守りはぐくむまち

「守り」は、すべての子どもたちを
孤立させず命を守ること、「はぐく
む」は、すべての子どもたちを大事
に守って発展させることを表し、
まちの姿勢を示しています。





第2節 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を柱とした施策の推進に努めます。

基本目標1

子育て環境と支援体制の充実

すべての子育て家庭が安心して子育てができるまちづくりを推進するとともに、子どもたちが地域社会において健康で心豊かな成長ができるよう、子育て環境の総合的な整備を推進します。

また、生まれ育った家庭環境に関わらず子どもたちが健やかに成長できるよう、国・県の制度に即した経済的支援のほか、本町独自の支援の充実に努めます。

基本目標2

親と子どもの健康と成長への支援

安心して子どもを産み、心と生活にゆとりを持った子育てができるよう、妊娠期から幼児期まで子育てに関する知識の普及や保健医療サービスの提供など、関係団体との連携による切れ目のない支援を推進します。

また、乳幼児からの正しい食事や望ましい食生活を定着させる情報提供と啓発を行うとともに、保育所(園)・こども園・学校における給食調理において地元産食材の活用やアレルギーに配慮した食育の推進に努めます。

基本目標3

心と体をはぐくむ教育環境の充実

子どもたちの心身の健やかな成長と確かな学力を定着させるため、保育所(園)・こども園と学校が連携し、様々な体験学習やICT教育などを取り入れつつ、一人ひとりの主体性をはぐくむ教育環境の充実に努めます。

また、子どもたちを含めたあらゆる世代の住民と地域が主体的な生涯学習と生涯スポーツ活動を学ぶことのできる環境整備と、社会教育のリーダーとなる人づくりを推進し、健全育成体制の充実に努めます。

基本目標4

安心して子育てができる環境づくり

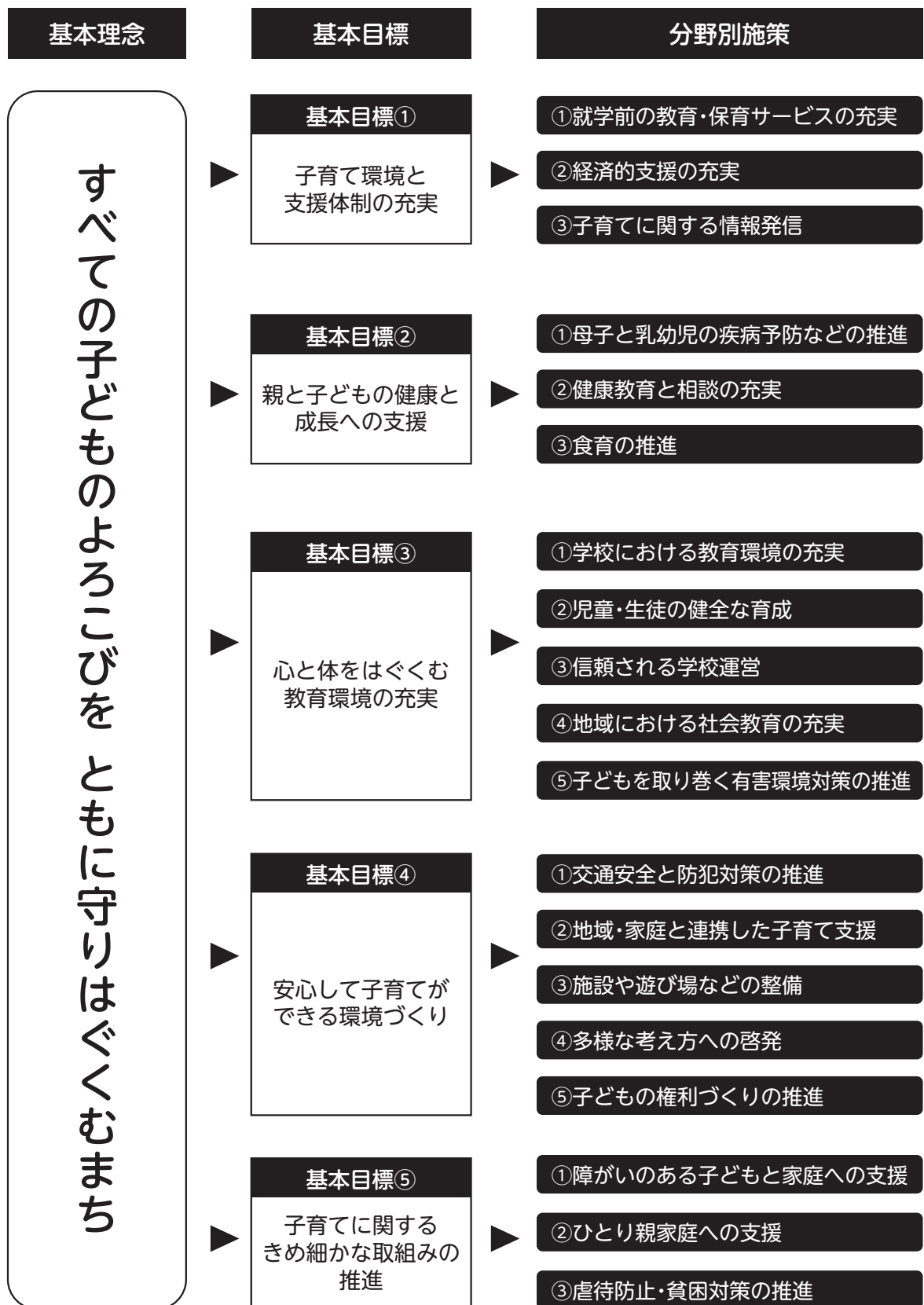
子どもと子育て家庭を取り巻く環境には、交通事故や犯罪、自然災害など様々な危険が潜んでいるため、地域において子どもたちが安全に生活できる環境づくりを推進します。また、地域と家庭が連携して子どもたちの成長を支援するとともに、身近な遊び場などの整備や多様な考え方への理解を深める啓発などを通じて、子育てしやすいまちづくりの推進に努めます。

基本目標5

子育てに関するきめ細かな取組みの推進

特別な支援が必要な子どもや家庭に対し、個々の状況に応じたきめ細かな取組みの推進を図ります。また、児童虐待や貧困などの様々な問題に対し、早期発見・早期対応ができる連携体制の確立に努めます。

第3節 計画の体系図



第4章 分野別施策の展開

第4章 分野別施策の展開

第1節 基本目標1 子育て環境と支援体制の充実

(1) 就学前の教育・保育サービスの充実

子育て家庭の多様なニーズに対応するため、町立こども園および私立保育園（所）が連携し、乳幼児保育や一時預かり保育などのサービスの充実に努めます。また、保護者の負担軽減を図ることを目的に、乳幼児と保護者が気軽に利用できる場づくりをはじめ、医療機関と連携した病児・病後児保育などのサービスの継続に努めます。

	施 策	内 容	担 当 課
1	教育・保育事業	子育て家庭の就労・育児支援のため、町立こども園及び私立保育所（園）において乳幼児への教育・保育を行います。	教育総務課
2	一時預かり保育事業	子育て支援の充実に図るため、保護者の就労形態の多様化や傷病などに対応するための一時預かり保育を行います。	教育総務課
3	交流保育の促進	子どもたちの協調性や社会性を養うため、町立・私立の保育施設間で交流保育を行います。	教育総務課
4	使用済み紙おむつ処理費用の助成	私立保育所（園）において保育中に発生した紙おむつの処理費用を助成し、施設内での適正な処理を通じて保護者の負担軽減を図ります。	教育総務課
5	ブックスタート	子どもの読書への動機づけと家庭での読み聞かせを促進するため、町立中央図書館と連携し、4か月児健診の際に絵本の読み聞かせを行います。	健康福祉課
6	地域子育て支援センター事業	土庄こども園内に子育て支援室を設置し、乳幼児と保護者が気軽に利用できる場を提供します。	教育総務課
7	子育ての輪創造支援	子育て支援室で、子育て中の母親の孤立感や不安感を解消するため、子育てに関する講座や教室などを開催し、子育て世代が交流や情報交換を行うことで、地域の子育て支援機能の強化を図ります。	教育総務課
8	病児・病後児保育事業	病児・病後児を小豆島中央病院に付設した施設で一時的に預かり、就労などで自宅保育が困難な家庭を支援します。また、一部の多子世帯には、就学前児童の利用料免除を行います。	教育総務課

(2) 経済的支援の充実

安心して子育てができるように、国・県の施策と連携した経済的な支援に加え、出産・子育て応援給付金の支給や、子ども医療費・予防接種費用などの助成を行うとともに、すこやかエンゼル祝金やうみまちサポート助成事業、学校給食費免除事業など町独自の支援拡大を図ってきました。

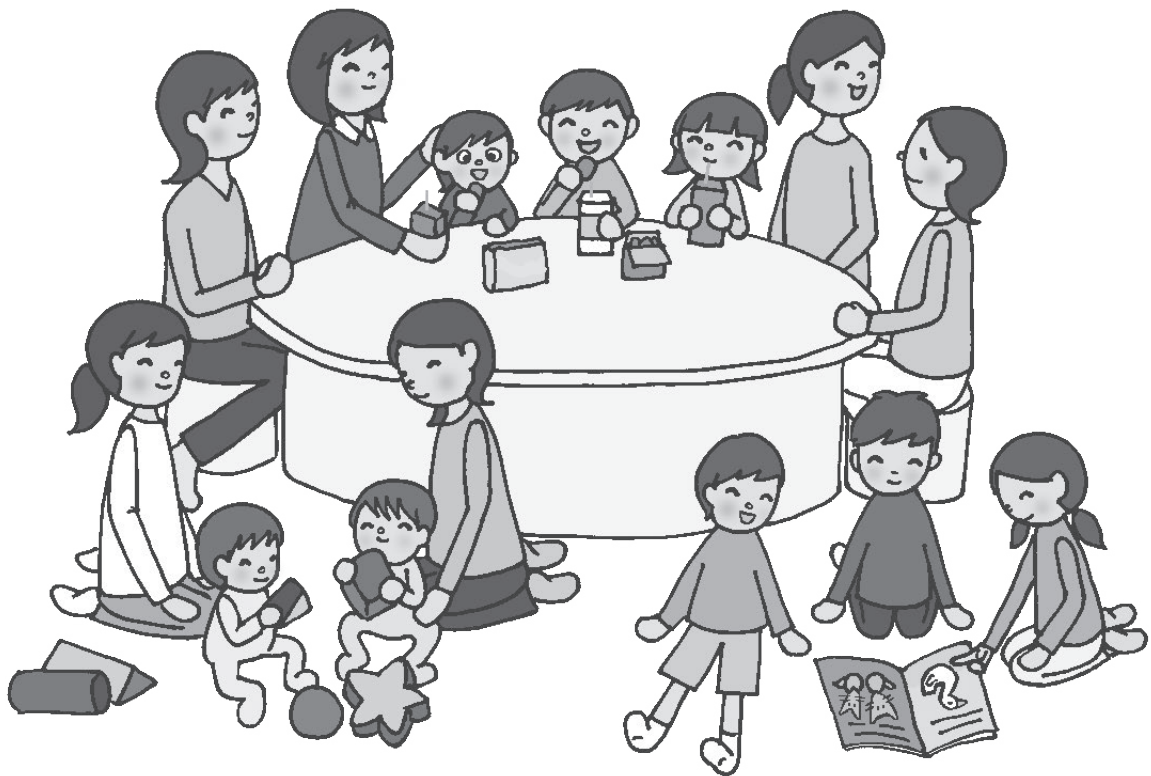
妊娠・出産、子育てを希望する親の願いを十分叶えられるように、また、生まれ育った家庭環境に関わらず子どもが健やかに成長することができるよう、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

	施 策	内 容	担 当 課
9	幼児教育・保育料の免除等	国の基準に基づき、0歳から2歳までの第2子・第3子以降の保育料の免除制度を設けるとともに、3歳から5歳までの未就学児の保育料(食材料費などを除く)の無償化を行います。	教育総務課
10	子どもに対する医療費の助成	乳児期から高等学校卒業までの子どもに対して、保険診療に係る自己負担部分を助成します。	健康福祉課
11	こどもインフルエンザ接種助成	インフルエンザの重症化およびまん延防止の為、子どものインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。	健康福祉課
12	出産・子育て応援ギフト支給事業	妊娠届出を行った妊婦に対して、妊婦健診や子どもの出産に係る費用の自己負担分の一部助成を行います。また、妊娠届出後に出産応援ギフトを、出産後に子育て応援ギフトを支給します。 令和7年度から「妊婦のための支援給付」へ移行します。	健康福祉課
13	出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産した際、出産育児一時金として50万円を助成します。	健康福祉課
14	すこやかエンゼル祝金	出産にかかるお祝い金(エンゼル祝金)として、第1子から第3子まで一人につき10万円、第4子以降は一人につき20万円を支給します。また、第3子以降の乳幼児については、満3歳になるまで毎年12万円の手当(すこやか手当)を支給します。	健康福祉課
15	妊婦初回産科受診料助成	産婦人科を受診し、妊娠確定を受けた低所得世帯の女性を対象に、初回受診料の一部を助成します。	健康福祉課
16	離島妊婦健康診査等交通費支援事業	産科医療機関のない離島に住んでいる妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診・分娩に係る交通費の一部を助成します。	健康福祉課
17	うみまちサポート(小豆島セミオープンシステム)助成事業	小豆島中央病院を受診し、島外の連携病院で出産する方の経済的負担の軽減と健やかな出産を支援するため、島外での妊婦健診の交通費や出産前の滞在費などの費用を助成します。	健康福祉課
18	産後ケア交通費助成	安心して子育てができる支援体制を確保するため、出産から退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を利用する際の交通費の一部を助成します。	健康福祉課
19	特定不妊治療費助成	妊娠を希望する家庭に寄り添うとともに、その経済的負担の軽減を図るため、不妊治療における保険適用分と保険適用外の特定治療費について、費用の一部を助成します。	健康福祉課
20	不育症治療費助成	妊娠はするものの、流産などを繰り返し、子どもを授かることができない不育症に悩む夫婦を支援するため、治療に要する費用の一部を助成します。	健康福祉課
21	児童手当の支給	国の制度に基づき児童手当の支給を行います。また、本制度の周知に努めます。	健康福祉課
22	就学援助制度	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒について、就学に必要な費用の援助を行うことで就学環境を支援します。	教育総務課
23	学校給食費免除事業	令和5年度より第3子以降の給食費免除を実施し、子育て支援や少子化対策の観点から、今後国と県の施策と連携した事業推進について検討します。	教育総務課

(3) 子育てに関する情報発信

本町における子育てに関する情報を確実に提供するため、妊娠届出時に母子保健ガイドブックを配布するとともに、子どもの成長段階に応じた子育てサービスを掲載したガイドブックを発行しています。また、効果的な子育てに関する情報提供の仕組みづくりを検討するとともに、情報発信ツールとして広報紙やホームページ、SNSなどの活用推進に努めます。

	施 策	内 容	担 当 課
24	母子保健・子育てガイドブック	妊娠届出時に子育て情報・健診事業・相談事業などをまとめたガイドブックを配布し、各種支援やサービスの周知に努めます。	健康福祉課
25	子育て支援室だより	子育て支援室の活動状況や教室などの情報を発信するため、「子育て支援室だより」を毎月ホームページに掲載します。	教育総務課
26	効果的な子育て情報の集約・発信	多岐に及ぶ子育て支援関連情報を集約・提供できる仕組みや体制などを検討するとともに、情報発信ツールの特性を生かし効果的な情報発信に努めます。	教育総務課 健康福祉課



第2節 基本目標2 親と子どもの健康と成長への支援

(1) 母子と乳幼児の疾病予防などの推進

妊娠から出産期、新生・乳幼児期まで母子の健康と安心して子育てができる体制の整備を図ります。また、子どもと親の健康の確保に努めるとともに、各種健康診査などの積極的な受診を呼びかける周知・啓発に努めます。

	施 策	内 容	担 当 課
27	妊婦健康診査・産婦健康診査	妊娠届出時に母子保健ガイドブックを配布し、妊娠期及び産褥期の各段階に応じた健康診査の支援を行うとともに、個別支援が必要なケースに対する訪問指導の充実を図ります。	健康福祉課
28	乳児健康診査	母子保健ガイドブックを通じて検査受診票を配布し、乳児期に2回(1か月児健診、7か月児健診)の健康診査を実施します。	健康福祉課
29	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問、育児相談と産後うつ等の早期発見のためのアンケートを実施し、産婦相談と適切なサービスの提供に努めます。	健康福祉課
30	乳幼児健康診査	集団方式で乳児健診(4か月児・10か月児)、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施し、成長発達などの確認、疾病などの早期発見・早期治療につなげ、成長段階に応じた育児指導などを行います。	健康福祉課
31	新生児聴覚検査	母子保健ガイドブックを通じて検査受診票を配布し、新生児聴覚スクリーニング検査の初回検査、確認検査を支援するとともに、再検査の場合は訪問などの支援を行います。	健康福祉課
32	定期予防接種	B C G、五種混合、麻疹風疹混合、日本脳炎、肺炎球菌、水痘などの予防接種について、医療機関による個別接種を実施します。	健康福祉課
33	5歳児健診	実施年度に満5歳になる幼児(標準的には、4歳6か月から5歳6か月となる幼児)を対象とした健康診断を行い、発達障がいなどの早期発見、早期治療につなげます。	教育総務課
34	産後ケア事業	産後の体調回復や育児などに不安のある方を対象に、お母さんが安心して子育てができるように、産後の体調管理と育児をサポートするためのサービスを提供し、関係機関と連携した継続的な支援体制の確保に努めます。	健康福祉課
35	医療的ケア児への支援	小豆島中央病院と連携し、自立支援協議会において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。	健康福祉課
36	喫煙に関する指導・助言	妊娠届出時において、保健師や栄養士などが妊娠期・授乳期における喫煙の正しい知識の指導・助言を行います。	健康福祉課
37	応急処置方法の指導・啓発	関係機関と連携して健康教育・応急対応などの知識を深める機会を提供するとともに、ガイドブックなどの配布により事故防止についての周知・啓発を図ります。	健康福祉課

(2) 健康教育と相談の実施

子育てへの不安やストレスを抱える保護者、孤立しがちな親子が増加傾向にあるため、保健師や栄養士などによる相談体制の充実を図ります。また、母子の健康づくりについての各種講座や教室、仲間づくりの場の提供を行い、子育ての悩みを気軽に相談できるような体制づくりを推進します。

	施 策	内 容	担 当 課
38	妊婦相談	母子健康手帳の発行時に保健師と管理栄養士による相談を行うとともに、アンケート調査を通じて希望者に訪問指導を行います。	健康福祉課
39	こども相談・ことばと聴こえの相談	各種健診で発達に気になる乳幼児や育児不安を持つ保護者などを対象に、児童相談所の児童心理司による相談を実施します。また、ことばの遅れや発音が気になる・発達を心配されている幼児や保護者については、言語聴覚士による相談を実施します。	健康福祉課
40	すこやかルーム	生後2か月児と母親や家族のため、育児教室・育児相談・産婦相談を実施するとともに、参加者の交流の場を提供します。参加できない方には、個別に来所相談や家庭訪問を行います。	健康福祉課
41	1歳児相談	1歳児とその保護者のため、保健師による健康相談や歯科衛生士によるはみがき教室、管理栄養士による栄養指導を行います。	健康福祉課
42	はみがき教室	1歳6か月児健診と2歳児歯科健診の際、歯科衛生士によるブラッシング指導やフッ素塗布を行います。	健康福祉課
43	子育てに関する各種講座・教室	子育て支援室で、ベビーマッサージ教室やリズムで遊ぼうなど、子育て親子の交流と学びの場を提供します。	教育総務課
44	育児教室(ぴよぴよスクール)	子育て支援室で、小児科医師や保健師・栄養士による定期的な相談・助言を行う場を提供します。	健康福祉課
45	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断したご家庭に、保健師や管理栄養士による家庭訪問を行い、相談指導を実施します。	健康福祉課
46	伴走型相談支援事業	妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯を継続的に支援するため、出産や育児などの見通しを立てるための面談、継続的な情報発信、関係機関と連携し必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行います。	健康福祉課

(3) 食育の推進

「食」は生涯を通じて健康に生活するための基礎であり、幼児期から発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことが大切です。食を通じて豊かな人間性を形成するため、体づくりや栄養などを学ぶ機会の提供、保育や学校などの給食において地元産食材の活用やアレルギーに配慮した食事の提供、日々の食生活への意識を高める啓発に努めます。

	施 策	内 容	担 当 課
47	離乳食教室	子どもの成長や発達に応じた離乳の進め方ができるよう、すべての子育て家庭を対象にしたサポートを実施します。	健康福祉課
48	保育・学校給食の推進	安全・安心な給食の提供をベースに、関係機関と連携した収穫体験の実施や地元産食材の活用などを通じて、保育・学校給食を通じた食育の推進を図ります。	教育総務課 農林水産課

第3節 基本目標3 心と体をはぐくむ教育環境の充実

(1) 学校における教育環境の充実

本町の教育は、「自分の未来を拓く 視野が広く スケールの大きい人間の育成」を方針に、一人ひとりの主体的な学びを尊重する教育を推進しています。子どもたちの充実した教育機会を確保するため、様々な体験学習と教育環境の充実に努めます。

	施 策	内 容	担 当 課
49	総合学習活動	自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を養うため、地域団体などとの交流を促進します。	教育総務課
50	学校ビオトープ	環境教育の生きた教材として活用することで、児童が自然生態系を学び、心豊かに成長することを促進します。	教育総務課
51	学校図書室の充実	学校図書室にICTを活用した貸出管理システムを導入し、児童生徒が図書に親しみやすい環境づくりに努めます。	教育総務課
52	小・中学生の交流・体験学習	進学による子どもや保護者の不安解消および学校環境に円滑に適応するため、体験入学を実施します。	教育総務課
53	職場体験学習	地域での職場体験を実施し、社会のルールや仕事の厳しさ、楽しさを学ぶ体験学習を行います。	教育総務課
54	育児体験教室	乳幼児施設の訪問や育児体験を実施し、子どもたちが次代の担い手としての自覚を養う体験学習を行います。	教育総務課
55	少人数学習の実施	生活や学習で困難がある子どもに対して、一人ひとりの状況に応じた少人数学習を実施し、それぞれの困難や課題の克服、基礎学力の定着を図ります。	教育総務課
56	不登校児童生徒への対応	スクールカウンセラーによる相談対応、小豆地区教育支援センター・若竹教室と連携した学校復帰への支援、保健室や空き教室を活用した校内サポートルームなどで学習活動を実施します。	教育総務課
57	スクールカウンセラーの配置	小・中学校でスクールカウンセラーによる定期相談会を実施し、不登校や問題行動などを行う子どもたちの心のケアを行います。	教育総務課
58	特別支援員の配置	小・中学校に発達障がいなどの児童・生徒に対する学習・生活支援、指導補助などのサポートを担う特別支援員を配置し、一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応を行います。	教育総務課
59	ICT教育の推進	児童・生徒の主体的な学びを推進するため、ICTを活用した効果的な教育の実施に努めます。	教育総務課
60	国際理解教育の充実	小・中学校に外国語指導助手を配置し、外国語や外国の文化に触れあうことで、コミュニケーション能力の育成と国際理解の素地を養う教育の充実に努めます。	教育総務課

(2) 児童・生徒の健全な育成

子どもたちの主体性や社会性をはぐくむ教育の推進とともに、生まれ育った小豆島への誇りと愛着を深めるふるさと教育の充実に努めます。また、健康的な生活を促進するため、学校期における生活習慣病予防のための健診を実施します。

	施 策	内 容	担 当 課
61	ふるさと教育の充実	地域の歴史や産業、伝統文化などを学び、生まれ育った小豆島・豊島への誇りと愛着を深めるふるさと教育の充実に努めます。	教育総務課
62	人権教育の充実	多様性の尊重や多文化共生の理解が進む兆しが見られる中、様々な人権に関する啓発教育を実施するとともに、「人権フェスタ」に参加し人権意識の高揚を図ります。	教育総務課 住民環境課
63	保健教育の充実	子どもの成長に合わせ、正しい保健教育の理解を深める指導、周知を図ります。	教育総務課
64	クリーン作戦	ふるさとを清掃することにより、地域への愛着心を形成するとともに、ボランティア活動への参加を図ります。	教育総務課
65	小児生活習慣病 予防健診の実施	小児生活習慣病の早期発見・予防のため、小学校4年生と中学校1年生を対象に健診を実施します。	教育総務課

(3) 信頼される学校運営

地域に開かれ、信頼される学校運営を実現するためには、家庭や地域社会と連携・協力していくことが求められます。また、少子化に対応し創意工夫のある教育活動を展開するため、空き教室など学校施設の有効活用をはじめ、教職員間の連携強化と各種研修の充実に努めます。

	施 策	内 容	担 当 課
66	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)との連携	地域社会に開かれた学校づくりを目指し、令和3年度より学校運営協議会を設置し、各学校が掲げる教育目的の実現に向け、定期的な協議会や学校訪問を実施します。	教育総務課
67	少子化に伴う適正な学校運営	少子化に対応した適正な学校運営を推進するとともに、空き教室をはじめとする学校施設の有効活用にも努めます。	教育総務課
68	教職員の連携・研修の充実	就学前の幼児教育と小・中学校の教育への接続を意識し、子どもの成長に対応した指導を行うための教職員間の連携と研修の充実に努めます。	教育総務課

(4) 地域における社会教育の充実

「豊かな心と体をはぐくみ、歴史と文化を大切にすまちづくり」を社会教育の基本方針に据え、子どもたちを含めたあらゆる世代の住民と地域が主体的な生涯学習と生涯スポーツ活動を学ぶことのできる環境を整備し、社会教育のリーダーとなる人づくりを推進することで、健全育成体制の充実を図ります。

	施 策	内 容	担 当 課
69	親子自然観察会	地域資源である小豆島の自然を生かし、子どもの自然に対する興味・関心の向上を図るとともに、親子の交流を促進します。	生涯学習課
70	家庭教育事業	家庭での躾や教育など、家庭教育に関する周知・推進を図ります。	生涯学習課
71	スポーツ大会や文化展などの開催	全8地区の公民館で地域団体と連携したスポーツ大会や文化展などのイベントを開催し、地域内での多世代交流の促進を図ります。	生涯学習課
72	少年育成センター事業	青少年の健全育成を目指し、学校や警察、PTA・地域団体が連携し、定期的なパトロールなどの見守り活動を実施します。	生涯学習課
73	学校支援ボランティア	地域学校協働活動本部を設置し、小学校・こども園を中心に登下校見守りや環境整備、学習補助など学校の手助けとなる活動を継続的に実施します。	生涯学習課
74	体力づくりの充実	総合型地域スポーツクラブと連携してスポーツイベントを実施し、放課後子ども教室の児童を対象に運動教室を開催するなど、体を動かす機会を提供します。	生涯学習課
75	放課後子ども教室の実施	放課後などに子どもたちが安心して利用できる居場所を確保し、地域の協力を得て、自主学習やさまざまな体験・交流活動を経験する社会教育を通じて、子どもが成長できる機会の提供に努めます。	生涯学習課
76	ジュニアリーダーなどの育成	子ども会を通して、パイプ役である子どもと地域を繋ぐ育成者、ジュニアリーダー・インリーダーの育成を図ります。	生涯学習課
77	子ども会活動の支援	子どもたちが特色ある様々な活動を展開するとともに、他地域の子ども会との交流を図ることができるよう機会を確保し、社会教育を通じた子どもの成長を支援します。	生涯学習課
78	中央図書館の管理運営	生涯学習教育の拠点として中央図書館の管理運営を行い、子どもたちや地域の人々が図書を通じた学習、交流ができる場の提供に努めます。	生涯学習課

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもたちの周囲に潜む有害環境に対して、学校・家庭、地域と関係機関が連携を深め、子どもが健全に育成できる啓発や環境づくりに努めます。

	施 策	内 容	担 当 課
79	いじめの早期発見・対応などの実施	いじめ防止基本方針に基づくマニュアルにより、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決を的確に実施します。	教育総務課
80	薬物乱用防止の周知・啓発	関係機関などと連携した薬物乱用キャンペーンを実施し、自分たちの身近に潜む有害環境への周知・啓発を行います。	教育総務課 健康福祉課

第4節 基本目標4 安心して子育てができる環境づくり

(1) 交通安全と防犯対策の推進

子どもと保護者が安心して外出できるよう、関係機関が連携し安全な道路交通環境の整備や通学路の確保に努めます。

	施 策	内 容	担 当 課
81	交通安全の啓発	警察や関係機関・団体との連携のもと、交通安全教育や交通安全キャンペーンの実施、新入生へのランドセルカバーの配布による交通安全の啓発を図ります。	住民環境課
82	安全な通学路の確保	町内の通学路・集団移動経路等の交通安全の確保に向け、土庄町通学路等安全推進会議による通学路等の危険箇所の把握・安全対策を実施します。	住民環境課 建設課 教育総務課
83	防犯灯設置の促進	自治会が行う防犯灯の新設などに要する経費の一部を助成し、夜間の犯罪防止と通行の安全を図ります。	建 設 課
84	地域道路の整備	子どもや子育て世帯のため、幅の広い歩道の整備や段差の解消など、ユニバーサルデザインを意識した安全で快適な歩行空間の確保を促進します。	建 設 課

(2) 地域・家庭と連携した子育て支援

地域社会や家庭の力を生かした取組み推進を図り、地域と家庭、学校が連携して子育てをサポートできる体制の整備に努めます。

	施 策	内 容	担 当 課
85	こども家庭センター事業	妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない相談と支援を行うため、こども家庭センターの設置に向けた体制整備に努めます。	健康福祉課
86	家庭支援事業	一時預かり事業、養育支援訪問事業を継続し、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の実施に向けて、体制整備に努めます。	健康福祉課 教育総務課
87	地域ふれあい活動	地域とのふれあいを図るため、子どもたちが地域の方々と交流を促進する行事などを実施します。	教育総務課
88	民生委員・児童委員の活動情報の普及	地域の民生委員・児童委員と連携し、子どもや保護者が気軽に悩みなどを相談できるよう周知・啓発に努めます。	健康福祉課
89	放課後児童クラブの実施	保護者の就労支援を目的に、放課後や長期休業中における児童の居場所づくりとして、民間団体と連携した放課後児童クラブの運営を行います。	教育総務課
90	部活動地域移行の推進	地域の外部指導員や団体などと連携した指導体制の確保を行い、地域と連携した部活動の運営推進を図ります。	教育総務課

(3) 施設や遊び場などの整備

子どもたちの交流や学びの場を確保するため、身近な遊び場の整備や公共施設の安全性の確保が大切です。子どもが自主的に参加し、交流することができ、安全に過ごすことのできる居場所づくりと施設の安全な維持管理に努めます。

	施 策	内 容	担 当 課
91	公共施設の安全性向上・利活用促進	子育てしやすい、活力あるまちづくりを目指し、安心して利用できる学校教育施設および社会体育施設の整備・改修、利活用に努めます。	教育総務課 生涯学習課
92	子どもの遊び場の確保	子どもたちが気軽に遊べる芝生公園の整備やグラウンドなどの利活用を行い、地域で子育てがしやすい環境づくりに努めます。	教育総務課 生涯学習課
93	児童館の管理運営	健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館の運営管理を行います。	住民環境課

(4) 多様な考え方への啓発

地域で子育てがしやすい環境づくりを推進するため、多様な働き方の実現や男女共同参画から見た子育てのあり方への理解を深めることが重要です。多様な考え方への理解促進のため、関係機関と連携を図りながら労働者・事業者、地域住民への広報・啓発などの働きかけを推進します。働き方の見直しや子育てに対する意識の啓発を行い、安心して仕事と家庭の両立ができるような支援に努めていきます。

	施 策	内 容	担 当 課
94	男女共同参画推進委員会との連携	土庄町男女共同参画推進委員会と連携し、講演会や講座などの開催などを通じて、男女共同参画の意識づくりに努めます。	住民環境課
95	時代と社会のニーズに即した啓発	子育て家庭における仕事と家庭の両立の推進を目指し、子育てのあり方や多様な考え方への理解促進が図られるよう、広報誌などを通じた啓発、講演会やパネル展などを実施します。	住民環境課

(5) 子どもの権利づくりの推進

子どもの人権や意見、自己決定権を尊重し、すべての子どもの幸せを目指す「子どもの権利条約」では、子どもの最善の利益を保障するため、子どもと家庭に対して保護と援助が与えられなければならないとされています。

また、令和5年に発表された「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法および子どもの権利条約の精神にのっとり、すべての子ども・若者の権利擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すための方針が示されています。これらの理念に基づき、本町における子どもの権利条約の普及・啓発に努めます。

	施 策	内 容	担 当 課
96	子どもの権利条約の普及・啓発	子どもの生存・発達・保護・参加という包括的な権利について理解を深める啓発の実施、地域との連携の円滑化に努めます。	住民環境課

第5節 基本目標5 子育てに関するきめ細かな取組みの推進

(1) 障がいのある子どもと家庭への支援

適切な療育と発達支援は、保護者の不安軽減と子どもの将来的な社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。障がいのある子どもと家庭を支援するため、障がいや発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。

	施 策	内 容	担 当 課
97	就学指導相談の充実	障がいのある子どもの教育支援の適正化を図るため、一人ひとりの状態や教育上必要な支援内容などを勘案し、児童・生徒が教育を受ける環境についての審査および家庭への就学相談を実施する。	健康福祉課 教育総務課
98	障害児通所支援事業	未就学の障がい児を対象として、日常生活における訓練・指導を行います。また、就学児に対しては、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行うとともに、居場所づくりを推進します。	健康福祉課
99	障害福祉サービス (短期入所)	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、施設で入浴や食事の介護などを行います。	健康福祉課

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭では、子育てと就業の両立が困難であることや、特に母子家庭においては就業に必要な知識・技能の習得が難しく、心理的・経済的な負担を抱えやすい状況にあると言えます。様々な家庭の状況に寄り添い、安心して子育てをすることのできる環境づくりに努めます。

	施 策	内 容	担 当 課
100	ひとり親家庭などに対する医療費助成	ひとり親家庭などに対する医療費助成を行い、経済的負担を軽減します。	健康福祉課
101	母子・父子寡婦 福祉資金の貸付	ひとり親家庭などの親に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している子どもの福祉の向上を図るため、香川県事業である母子・父子寡婦福祉資金の周知・広報に努めます。	健康福祉課

(3) 虐待防止・貧困対策の推進

児童虐待について関係機関の体制強化に努めているものの、子どもたちの生命を守るため、引き続き社会全体で取り組むべき重要課題となっています。貧困対策についても、複数の関係機関が連携できる体制により、子どもたちが家庭の経済状況に影響されず十分な教育を受けられる支援が必要です。

これらの社会問題について、国と県の動向を注視しつつ、地域の実態把握と適切な支援が行えるように努めます。

	施 策	内 容	担 当 課
102	要保護児童等対策地域協議会の運営	虐待予防のため関係機関と連携し、共通認識を図る個別検討会を実施します。	健康福祉課
103	子どもの貧困対策	貧困の程度や状況は家庭ごとに異なり、複数の要因が関係するため、各家庭の貧困の実態を的確に把握することは非常に困難です。そのため、複数の関係機関が連携できる体制を整え、貧困家庭の実態の把握と適切な支援が行えるよう努めます。	健康福祉課

第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策

第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策

第1節 教育・保育提供区域と子育て支援サービスの状況

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案した「教育・保育提供区域」ごとに、幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みやその確保策を設定することが定められています。

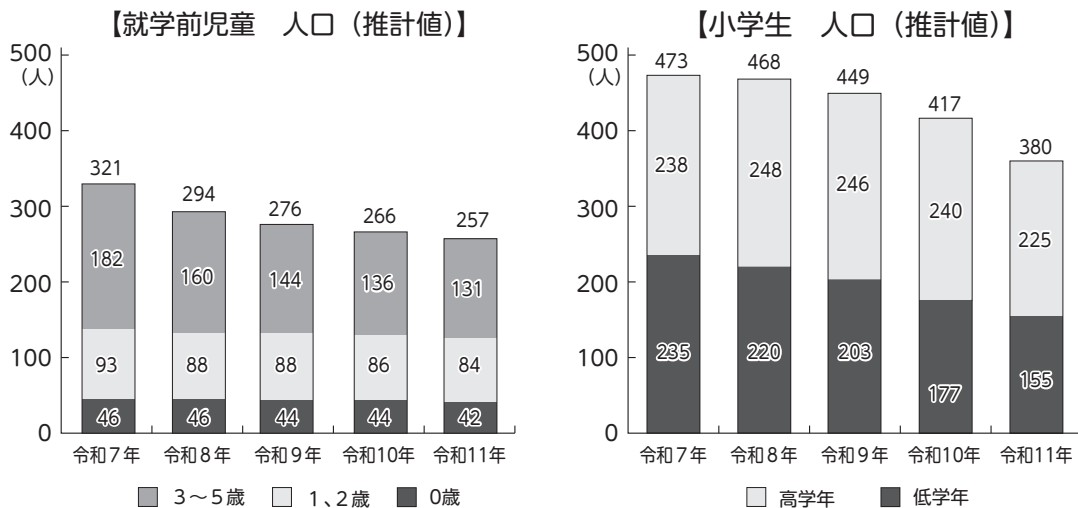
本町では、第1期および第2期計画において、町全域を教育・保育提供区域と設定しており、本計画でも町全域を教育・保育提供区域に設定します。



(2)教育・保育施設と子育て支援サービスの状況

①子ども人口の状況

本町の0～11歳の子ども人口の見通しとして、令和7年の794人（就学前児童321人、小学生473人）が5年後の令和11年には637人（就学前児童257人、小学生380人）に減少することが見込まれます。



②就学前の教育・保育施設の状況

本町の就学前の教育・保育施設について、町立認定こども園5園（平成31年4月統合）と私立保育園（所）2園があります。定員については、町内で1号認定が62人、2・3号認定が398人となっています。

■教育・保育施設の状況（令和6年4月現在）

区分	施設名	定員(人)		受入れ年齢	時間外保育	一時預かり	
		1号	2・3号			一般型	幼稚園型
町立	土庄こども園	30	200	(※)生後10か月を経過した翌月から	○	—	○
町立	大鐸こども園	9	41	1歳を経過した翌月から	○	—	○
町立	北浦こども園	9	41	1歳を経過した翌月から	○	—	○
町立	四海こども園	9	41	1歳を経過した翌月から	○	—	○
町立	大部こども園	5	35	1歳を経過した翌月から	○	—	○
私立	土庄保育園	—	20	生後3か月を経過した翌月から	—	○	—
私立	瞳保育所	—	20	1歳を経過した翌月から	—	—	—

※令和7年度の受入れ年齢は、「原則として3歳を経過した翌月から」とし、今後変動等があった場合は随時見直します。



少子化に伴い入所・入園者は大幅な減少傾向で、令和2年度の389人から令和6年度は291人となっています。住民基本台帳の対人口における利用率について、1・2歳児は6～8割、3～5歳児の2号認定は8～9割と高い傾向が見られます。

■年齢区分別 入所・入園者数の推移

区分	年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3歳児	15	8	9	7	4
	4歳児	12	9	3	3	9
	5歳児	11	7	11	5	6
	小計	38	24	23	15	19
2号認定	3歳児	67	66	70	65	52
	4歳児	74	76	73	74	64
	5歳児	67	78	76	74	70
	小計	208	220	219	213	186
3号認定	0歳児	32	27	25	26	17
	1歳児	55	53	39	34	32
	2歳児	56	61	62	46	37
	小計	143	141	126	106	86
合計		389	385	368	334	291

※途中入園考慮のため、各年度末の実績値（令和6年度のみ見込値）

■年齢区分別 入所・入園率の推移

区分	年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3～5歳児	15.5%	9.7%	9.5%	6.4%	9.1%
2号認定	3～5歳児	84.9%	88.7%	90.5%	91.4%	89.0%
3号認定	0歳児	41.0%	34.2%	51.0%	55.3%	37.0%
	1歳児	67.1%	68.8%	66.1%	68.0%	65.3%
	2歳児	70.9%	74.4%	84.9%	78.0%	71.2%

※入園・入所者数÷住民基本台帳人口により算出

③地域子ども・子育て支援事業の実施状況

本町における、地域子ども・子育て支援事業の実施状況は次のとおりです。

■地域子ども・子育て支援事業の状況（令和6年4月現在）

事業名	事業内容	実施状況
①利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、子育て関連の情報を提供するとともに、必要に応じて相談や助言などを行い、関係機関との連絡調整などを行う事業です。	○
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	○
③妊婦健康診査	妊婦の健康保持と増進を図るため、妊婦健康診断として健康状態の把握・検査計測・保健指導の実施、妊娠期間中の随時必要な医学的検査を実施する事業です。	○
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。	○
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	○
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病などの理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。	×
⑦ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	×
⑧一時預かり事業（一般型・幼稚園型）	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育施設やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	○
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日及び時間において、保育施設などで保育を行う事業です。	×
⑩病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業です。	○
⑪放課後児童健全育成事業	すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	○
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。	×
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。	×

■地域子ども・子育て支援事業の利用実績

事業名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域子育て支援拠点事業	延人/年	3,165	3,637	3,272	3,469	
妊婦健康診査事業	延回/年	660	557	629	507	
乳児家庭全戸訪問事業	人	53	48	49	43	
養育支援訪問事業	人	0	0	0	0	
一時預かり事業	一般型	延人/年	127	112	44	172
	幼稚園型(在園児対象)	延人/年	155	29	6	9
病児・病後児保育事業	延人/年	37	84	62	175	

放課後児童クラブ

保護者が就労などで昼間家庭にいない児童に対し、放課後に小学校の余裕教室や児童館・公民館などを利用して適切な遊びと生活の場を提供し、保護者の就労支援と子どもたちの健全な育成を図る事業です。

放課後子ども教室

地域の方々の協力を得ながら、放課後などに子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図る事業です。

本町では、放課後児童クラブ（4 か所）と放課後子ども教室（3 か所）の両事業を実施しています。

■放課後児童クラブの利用実績

区 分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	利用率	人数	利用率	人数	利用率	人数	利用率
学 年	1 年 生	27	36.0%	21	27.6%	29	34.9%	38	45.2%
	2 年 生	14	16.7%	18	24.0%	18	23.7%	24	28.9%
	3 年 生	17	19.5%	10	11.9%	13	17.6%	12	15.8%
	低学年計	58	23.6%	49	20.9%	60	25.8%	74	30.5%
	4 年 生	4	4.7%	11	12.6%	2	2.4%	9	12.0%
	5 年 生	0	0.0%	4	4.7%	0	0.0%	8	9.4%
	6 年 生	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.3%
	高学年計	4	1.5%	15	5.6%	2	0.8%	19	7.7%
	合 計	62	12.0%	64	12.7%	62	12.6%	93	18.9%

■放課後子ども教室の利用実績

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
土庄教室 (わくわくルーム)	実施回数	183	206	令和4年度より土庄町 多目的交流施設(とのた る館)に移行	
	利用者数	3,775	5,151		
淵崎教室 (なかよしルーム)	実施回数	183	206		
	利用者数	4,596	5,264		
土庄町多目的交流施設 (とのたる館)	実施回数			208	208
	利用者数			13,761	14,557
四海教室 (よつみルーム)	実施回数	183	206	208	208
	利用者数	1,867	2,549	2,344	1,971
大鐸教室 (ぬでっこ☆スターズ)	実施回数	183	206	208	208
	利用者数	1,460	2,049	3,376	3,324

④子ども・子育て支援法の改正

子ども・子育て支援法の改正により、新たに追加された事業は次の通りです。

■法改正に伴う新事業の状況（令和6年4月現在）

事業名	事業内容	実施状況
⑭妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦とその配偶者への面談などで情報提供や相談を行い、関係機関との連携により支援体制を充実させ、身体的・精神的ケアを実施する事業です。現在は伴走型相談支援事業として実施しており、法改正により令和7年度から移行します。	実施予定
⑮産後ケア事業	産後早期の母子などに対し、心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。	○
⑯子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、支援を要するヤングケアラー、要保護児童およびその保護者、特定妊婦などの居宅を訪問し、子育てに関する情報提供や家事・養育の援助などを行う事業です。	×
⑰児童育成支援拠点事業	養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、学習のサポートや相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童および家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することで虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全育成を図る事業です。	×
⑱親子関係形成支援事業	親子間の適切な関係性の構築を目的とし、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて子どもとの関わり方を学び、情報交換を行う場を設けるなどの支援を行う事業です。	×
⑲乳児等通園支援事業	保護者の就労状況などに関わらず、満3歳未満の子ども（認定こども園などに入園している子どもを除く）について、月の一定時間を上限に保育施設などを利用できる支援を行う事業です。	×

(3) 量の見込みと確保策の考え方

本計画では、「教育・保育施設」および「地域子ども・子育て支援事業」のニーズの「量の見込み」と「確保方策」を定める必要があります。「量の見込み」については、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果を基に、「国の手引き」に沿って算出しています。

なお、同手引きは地域の実情に応じた効果的な算出について妨げるものでないため、本町の実績値の推移などを鑑みて、一部補正を行い現状に即した量の見込みとしています。

第2節 就学前の教育・保育の量の見込みと確保策

(1) 量の見込み


町内に居住する子どもについて、就学前の教育・保育の量の見込みは次のとおりです。令和2年度から令和6年度の利用実績から算出した利用率に将来の児童人口を乗じ、量の見込みとします。

		実績	推 計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定こども		19	18	16	14	14	13
2号認定こども		186	164	144	130	122	118
3号認定こども	0歳	17	25	25	24	24	23
	1、2歳	69	72	68	68	67	65
合 計		291	279	253	236	227	219

(2) 確保方策

		量の見込みと確保方策(単位:人)											
		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳			0歳	1、2歳			0歳	1、2歳
① 量の見込み		18	164	25	72	16	144	25	68	14	130	24	68
② 確保方策	特定教育・保育施設	48	204	25	83	48	204	25	83	48	204	25	83
		町立認定こども園 5園(1号定員:48人、2・3号定員:272人) 私立保育園(所) 2園(2・3号定員:40人)				町立認定こども園 5園(1号定員:48人、2・3号定員:272人) 私立保育園(所) 2園(2・3号定員:50人)							

		量の見込みと確保方策(単位:人)							
		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳			0歳	1、2歳
① 量の見込み		14	122	24	67	13	118	23	65
② 確保方策	特定教育・保育施設	48	204	25	83	48	204	25	83
		町立認定こども園 5園(1号定員:48人、2・3号定員:272人) 私立保育園(所) 2園(2・3号定員:50人)							



第3節 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および 当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

本町では、こども園(保)の小学校訪問をはじめ、小学生と未就学児の交流学習などを実施しています。引き続き、こども園(保)と小学校が、幼児・児童の実態や課題などについて情報共有などを行い、一貫した教育への連携を強化します。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するため、主任指導主事による保育施設の巡回指導、教育委員会における園訪問などを実施しており、今後も継続した取組みに努めます。

さらに、外国にルーツがある子どもや障がい児など、特別な支援が必要な幼児・家庭に対しては、関係機関で連携し適切な対応に努めます。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

①量の見込み

土庄こども園内に設置した子育て支援室で、子育て家庭への支援強化のための利用者支援事業を実施しています。当面は、「基本型」1か所とし、利用実態を踏まえて見直すこととします。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談と支援を行うため、令和8年度にこども家庭センターの開設を目指しており、「妊婦等包括相談支援事業型」と「こども家庭センター型」を、それぞれ1か所見込むこととします。

	区 分	推 計 値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	子育て支援室(土庄こども園内)					

	区 分	推 計 値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊婦等包括相談支援事業型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	健康福祉課内で提供体制を確保					

	区 分	推 計 値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	こども家庭センター型	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	健康福祉課内で提供体制を確保					

②確保方策と今後の方針

当面は、基本型1か所で供給量を確保できる見込みであり、利用実態を踏まえて見直すこととします。また、令和8年度から健康福祉課内に「こども家庭センター」の開設を目指し、提供体制の確保に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

①量の見込み

国の手引きでは、すべての0～2歳児を対象とした算出となっておりますが、実態と大きく乖離するため、令和2年度から令和6年度までの利用実績から算出した利用率に将来の児童人口を乗じて、量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延 3,538人	延 3,241人	延 3,042人	延 2,932人	延 2,833人
②確 保 量	延 3,538人	延 3,241人	延 3,042人	延 2,932人	延 2,833人
確保の内容	子育て支援室(土庄こども園内) 1か所				

②確保方策と今後の方針

子育て支援室において、子育てに関する講座や教室を実施し、親子がふれあう機会や保護者の交流の場づくりの提供に努めます。また、利用者支援事業により、子育てに関する情報提供・相談・助言などの充実に努めます。

(3) 妊婦健康診査

①量の見込み

アンケート調査によらず推計することとなっております。本町では、健診の最大回数である14回に将来の児童人口を乗じて、量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延 644回	延 616回	延 616回	延 588回	延 560回
②確 保 量	延 644回	延 616回	延 616回	延 588回	延 560回
確保の内容	対象者に妊婦健診受診票(助成券)を交付				

②確保方策と今後の方針

ハイリスク妊婦の把握のため、医療機関との連携を強化することで、関係者が共通認識のもと妊娠期からの支援ができるよう努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

①量の見込み

アンケート調査によらず推計することとなっております。本町では、新生児のいるすべての家庭を訪問することを目標としているため、新生児数の推計を量の見込みとします。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

①量の見込み

アンケート調査によらず推計することとなっています。本町では、新生児のいるすべての家庭を訪問することを目標としているため、新生児数の推計を量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	46人	46人	44人	44人	42人
②確保量	46人	46人	44人	44人	42人
確保の内容	保健師による訪問を実施				

②確保方策と今後の方針

すべての対象者への訪問ができるよう、提供体制の確保に努めます。特に支援を必要とする家庭を的確に把握し、相談などによるフォローを行うとともに、必要に応じて養育支援訪問事業などに引継ぎを行います。

(5) 養育支援訪問事業

①量の見込み

アンケート調査によらず推計することとなっています。本町では、令和2年度から令和5年度までの対象者数の平均を、量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
②確保量	1人	1人	1人	1人	1人
確保の内容	保健師・栄養士による訪問を実施				

②確保方策と今後の方針

支援を必要とする家庭を把握し、必要に応じて訪問相談などを行います。

(6) 子育て短期支援事業

①量の見込み

アンケート調査の結果からはわずかなニーズは見込まれますが、町独自で体制整備をすることは難しいと考えられます。

②確保方策と今後の方針

町独自での実施は困難であるため、民間事業者などと連携した提供体制の整備を検討するほか、親族や地域などの間で子どもをみてもらえる気運の醸成に努めます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

①量の見込み

国の手引きに基づく算出は、小学生の放課後のニーズを求めることとなっています。アンケート調査の結果、わずかながらニーズが見込まれますが、町独自で体制整備をすることは難しいと考えられます。

②確保方策と今後の方針

アンケート調査からはわずかなニーズは見込まれましたが、提供会員の確保が困難であると考えられます。今後ニーズが高まれば、提供体制の確保などについて検討します。

(8) 一時預かり事業

一般型

保護者が病気や急用などの場合に、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。本事業については、私立保育園（土庄保育園）の1か所で事業を実施しています。

①量の見込み

国の手引きでは0～5歳の全ての児童を対象とした算出となっておりますが、実態と大きく乖離するため、令和5年度の利用率に将来の児童人口を乗じて、量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延142人	延130人	延122人	延118人	延114人
②確保量	延142人	延130人	延122人	延118人	延114人
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

②確保方策と今後の方針

今後も、事業者の意向などを踏まえながら、事業を継続できるように努めます。

幼稚園型

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育標準時間後や長期休暇中に教育を行う事業、いわゆる「預かり保育」です。本事業については、町立認定こども園の5か所で事業を実施しています。

①量の見込み

直近5年間はコロナ禍による利用人数の差が極端であるため、令和5年度と令和6年度の延べ利用実績から算出した利用率に将来の1号認定の児童人口を乗じて、量の見込みとします。なお、2号認定を対象とする量の見込みはありません。

	推 計 値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延13人	延11人	延10人	延10人	延9人
②確保量	延13人	延11人	延10人	延10人	延9人
確保の内容	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

②確保方策と今後の方針

町立認定こども園で事業を実施しており、今後も人材の確保などにより、提供体制の確保に努めます。

(9) 延長保育事業

①量の見込み

アンケート調査の結果、定期的な教育・保育事業が「希望どおり利用できていない」と回答のあった21名のうち、希望する時間帯が「その他(18:30以降含む)」の回答者が0名とニーズが見込まれませんでした。

②確保方策と今後の方針

今後、延長保育のニーズが高まれば、保育教諭の確保とあわせて実施について検討します。

(10) 病児・病後児保育事業

①量の見込み

直近5年間はコロナ禍による利用人数の差が極端であるため、令和5年度と令和6年度の延べ利用実績により算出した利用率に将来の児童人口に乗じて、量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延 194人	延 186人	延 177人	延 167人	延 155人
②確 保 量	延 194人	延 186人	延 177人	延 167人	延 155人
確保の内容	オリーブキッズ(小豆島中央病院内) 1か所				

②確保方策と今後の方針

今後も、事業者の意向などを踏まえながら、事業を継続できるように努めます。

(11) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ

保護者が就労などで昼間家庭にいない児童に対し、放課後に小学校の余裕教室や児童館・公民館などを利用して適切な遊びと生活の場を提供し、保護者の就労支援と子どもたちの健全な育成を図る事業です。

①量の見込み

アンケート調査では、小学生保護者の母親の就業率は9割を超えており、今後、女性の就業率が大きく変動する可能性は低いと考えられます。国の手引きの算出では実態と乖離するため、令和2年度から令和6年度までの利用率における、学年別の最大利用率に将来の児童人口を乗じて、量の見込みとします。

		推 計 値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		97人	93人	85人	76人	68人
	1年生	35人	31人	26人	23人	21人
	2年生	24人	24人	22人	19人	16人
	3年生	18人	16人	16人	14人	12人
	4年生	10人	11人	10人	10人	9人
	5年生	7人	8人	8人	7人	7人
	6年生	3人	3人	3人	3人	3人
②確保量	定員	124人	124人	115人	100人	100人
	か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保の内容		土庄放課後児童クラブ(とのたる館)、豊島放課後児童クラブ(瞳保育所)				

②確保方策と今後の方針

今後も、事業者の意向などを踏まえながら、事業を継続できるように努めます。

放課後子ども教室

地域の方々の協力を得ながら、放課後などに子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図る事業です。

①量の見込み

国の手引きによる算出対象ではないため、令和4年度と令和5年度の延べ利用実績から算出した利用率に将来の児童人口を乗じて、量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延 19,542人	延 19,336人	延 18,551人	延 17,228人	延 15,700人
②確保量	延 19,542人	延 19,336人	延 18,551人	延 17,228人	延 15,700人
確保の内容	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

②確保方策と今後の方針

放課後子ども教室におけるボランティアの確保や施設の整備に努めるとともに、多様な体験・活動を行うことができるよう事業の実施に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。本事業は、新制度に移行していない園に通う低所得世帯が対象となっています。本町には新制度に移行していない園はなく、該当者はいないと考えられます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。今後、新規事業者の参入があった場合は、事業の導入について検討しますが、主に小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育などについて多様な担い手・事業者が参画できるよう努めます。

子ども・子育て支援法改正による新事業

(14) 妊婦等包括相談支援事業

①量の見込み

妊娠期から出産・子育てまでの相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施しています。令和6年度の延べ利用実績から算出した利用率に将来の児童人口を乗じて、量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	104回	104回	100回	100回	96回
②確保量	104回	104回	100回	100回	96回
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

②確保方策と今後の方針

令和7年度から、従来の伴走型相談支援事業より移行して実施します。今後も国の子育て支援に関する動向を注視し、継続した相談支援体制の確保に努めます。

(15) 産後ケア事業

①量の見込み

本町では、産後1年未満で産後ケアを必要とする母子を対象に「短期入所（ショートステイ）型事業」と「通所（デイサービス）型事業」、「居宅訪問（アウトリーチ）型事業」の3事業を実施しています。令和6年度の延べ利用実績から算出した利用率に将来の児童人口を乗じて、量の見込みとします。

	推 計 値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延11人	延11人	延11人	延11人	延11人
②確保量	延11人	延11人	延11人	延11人	延11人
確保の内容	2か所以上	2か所以上	2か所以上	2か所以上	2か所以上

②確保方策と今後の方針

今後も、事業者の意向などを踏まえながら、事業を継続できるように努めます。

(16) 子育て世帯訪問支援事業

本町では現在未実施です。国の子育て支援に関する動向を注視し、提供体制の整備を検討します。

(17) 児童育成支援拠点事業

本町では現在未実施です。国の子育て支援に関する動向を注視し、提供体制の整備を検討します。

(18) 親子関係形成支援事業

本町では現在未実施です。国の子育て支援に関する動向を注視し、提供体制の整備を検討します。

(19) 乳児等通園支援事業

①量の見込み

国の手引きの算出方法を用い、0～2歳児の未就園児に1月あたりの利用時間10時間を乗じ、年間の延べ人数を見込みました。

		推 計 値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	0歳児	—	延14人	延14人	延14人	延13人
	1歳児	—	延12人	延12人	延12人	延12人
	2歳児	—	延9人	延8人	延8人	延8人
②確保量	0歳児	—	延15人	延15人	延15人	延15人
	1歳児	—	延15人	延15人	延15人	延15人
	2歳児	—	延10人	延10人	延10人	延10人
確保の内容		—	3か所	3か所	3か所	3か所

②確保方策と今後の方針

令和8年度の制度化に合わせ、通園希望のニーズに対応できるよう体制の確保に努めます。

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備し、円滑な移行を支援します。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

計画の推進にあたっては、すべての住民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。子どもと子育て家庭、行政、事業者、企業をはじめ地域社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて住民へ本計画の周知を行っていきます。

また、多様化した子育て支援に関する住民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、様々な人たちのかかわりが重要な要素であることから、各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

第2節 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県など関係機関との情報交換・連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を着実に推進します。本計画の進行管理については、PDCA サイクルに基づき、実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については社会情勢やニーズを踏まえて検討し、必要に応じて適切な措置が講じられるよう努めます。





土庄町第3期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発行 土庄町役場 教育総務課

〒761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2

